

市民文教委員会会議録

平成25年12月19日(木)

(開会) 10:00

(閉会) 15:11

【 案 件 】

1. 議案第95号 平成25年度 飯塚市学校給食事業特別会計補正予算(第1号)
2. 議案第99号 飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例
3. 議案第102号 飯塚市立中学校設置条例の一部を改正する条例
4. 議案第123号 損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解(交通事故)

【所管事務調査】

1. バイオマスの活用について

【 報告事項 】

1. 飯塚市教育委員会事業評価結果(平成24年度分)について (教育総務課)
2. 微小粒子状物質(PM2.5)に対する「注意喚起」について (環境整備課)
3. 迷惑行為防止条例の検討状況と市民意見募集の実施について (環境整備課)
4. アメリカ合衆国サニーベール市との友好交流について (総合政策課)
5. 工事請負契約について (契約課)

委員長

ただいまから市民文教委員会を開会いたします。

「議案第95号 平成25年度 飯塚市学校給食事業特別会計補正予算(第1号)」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

学校給食課長。

「議案第95号 平成25年度飯塚市学校給食事業特別会計補正予算(第1号)」についてご説明いたします。議案書の229ページをお願いいたします。

第1条で既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億1422万7千円を減額し、歳入歳出予算の総額を12億2541万5千円とするものです。第2条で地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は「第2表債務負担行為」によるものです。第3条で既定の地方債の変更を「第3表地方債補正」のとおり行うものです。

第1条について「歳入歳出補正予算事項別明細書」によりその主なものをご説明いたします。全科目について見直しを行い前期の実績と今後の所要額算出による決算見込額により執行残等の補正をおこなっています。特に施設整備費において、昨年度末に国の補正予算に対応するため、事業を前倒して行ったことに伴い、平成24年度補正予算と平成25年度当初予算に重複して予算計上をおこなっていた重複分を減額したことが主な原因となっています。

歳入でございますが、補正予算書の233ページをお願いいたします。下から2番目の表で、5款 1項 1目 繰越金は食材購入に係る経費ですが、前年度繰越金 2875万1千円を増額補正しています。一番下の表ですが、6款 諸収入 1項 1目 雑入のうち説明の欄の2番目ですが、消費税の申告をおこない消費税還付金があり、5368万5千円増額となっています。

234ページをお願いします。7款 1項 市債 1目の学校給食施設整備事業債の補正額1億930万千円の減額については重複予算減額によるものです。次の8款 1項 国庫補助

金は当初予算では計上していませんでしたが、施設整備事業に関して鯉田小学校と飯塚小学校の整備事業費が「地域の元気臨時交付金」の対象として認められたため1544万3千円補正計上を行うものです。

次に歳出でございます。237ページをお願いします。上の表で1項 3目 学校給食賄材料費2783万3千円の増につきましては、歳入の前年度繰越金の増及び学校給食費の補正額に関連して増額補正を行っています。

同ページの下表です。1款 2項 1目 施設整備費で説明欄の3番目、4番目、及び238ページの上穂波小学校、大分小学校、高田小学校自校式給食施設整備事業費が予算重複により減額するものです。

第2条債務負担行為についてご説明いたします。231ページ、第2表「債務負担行為」をご覧ください。平成26年度から自校方式により給食を開始する表に記載の3校の調理業務を民間委託により長期契約とし実施するため債務負担行為補正予算計上するものです。期間に関して、平成25年度から平成28年度までとするものが2校、平成27年度までとするものが1校としています。これは3年間の契約を基本としていますが、将来の市内全体の民間委託実施の場合の契約形態を見据え、中学校区を一括りとし、中学校区内の学校については同一業者で、一契約で実施したいとの方針によるものです。この方針による委託契約を可能とするため、飯塚第二中学校区は同中学校と飯塚東小学校であります。飯塚東小学校は先行して平成25年度から27年度の3年契約を行っていますので、今回の契約において同一の委託契約として発注できるように飯塚第二中学校の契約期間を先行している飯塚東小学校の契約の終了時点と合わせようとするものです。

第3条地方債の変更につきましては第1条で説明しました重複予算の減及び施設整備事業費の契約額確定による減額によるものです。

以上で、説明を終わります。

委員長

説明が終了しましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

道祖委員

1点お尋ねいたします。233ページ、歳入、学校給食費、補正額が33万円となっております。説明の中に現年度分と滞納繰越分がありますよね。その中で、小学校においても中学校においても滞納繰越分があるわけですが、これがマイナスになっておりますけど、これはどういうことなのか、お尋ねいたします。

学校給食課長

給食費の収納に関しまして滞納繰越分につきましては、平成21年度から実施しております法的措置の関係もありまして、過年度分の歳入額がふえております。それによりまして、調定となる元の金額、が減ったことによるものに対応する徴収率を見直しまして、減額となっているところでございます。

道祖委員

単純なことなんですけれど、現年度分は現年度分で、しっかり徴収していかなくちゃいけないと思うんですけど、滞納の繰越分が減額ということは、歳入が減っていると、当初見込みよりも減っているという理解でいいんですか。単純なことなんです。なぜここを気にしているかということ、滞納分が歳入として目標を持ってやっていてそれが入ってきていないということならば、また法的措置等をとっていかなくちゃいけないとかですね、いつもここ気にしているところなんですけど、それを具体的にどういうことなのか。12月ですので、これがそのまま行けば3月でも滞納分が入ってきてないということになれば、当然決算の中で収入未済額等になっていきますのでね。どういうふうになっているのか、ちょっと詳しく説明していただきたいということなんです。

学校給食課長

小学校の滞納繰越分の例でいいますと、当初予算におきましては調定予定額を1412万7千円としておりました。それが今回補正においては1364万1千円と48万5千円の減とされています。これは前年度に滞納繰越分が収納できたことにより調定額が減ることになっております。率にしましては、当初予算におきましては、32%を予定しておりましたけども、今回は28.59%で予算を計上しております。実際に収納見込み額としては、それに対応しまして62万6千円の減額見込みということにしておるところでございます。多く入っているものではない、滞納額がふえているということが現実でございます。

道祖委員

要は、これは滞納繰り越し分がマイナスになっているということは、当初計画よりも歳入が思ったよりは入ってきていないと。滞納しているということでしょう。だから、こういうふうになりますということでしょう。だから、これをいつも言うように、これを認めていくと法的措置をせざるを得ないと。この特別会計は御承知のように合併してから特別会計をつくっているわけですね。だからこの部分がマイナスということになっていくと、不納欠損という形になって、収入未済額ということになって、いろいろ困ることが生じるからここはやっぱり努力してくださいということなんですよ。それを要望して終わります。

江口委員

231ページの債務負担行為の関連で先ほど説明がありました発注の方法についてお聞きいたします。中学校区でまとめて発注をしたいというお話がございました。関連する指名業者は、市内業者としては何社ぐらいございますか。

学校給食課長

昨年度につきましては、2社でございました。

江口委員

そうしましたら飯塚市全部の部分に関して、その2社で指名をかけて入札を行うという形ですか、それとも市外も含めてやるという形になるんですか。

学校給食課長

昨年度の例でいきますと、登録業者が市外も含めまして13社ございまして受託を希望した業者が10社でございました。

江口委員

ということは、市外業者も含めての入札というふうな理解でよろしいですね。これから先は、その中学校区で分けていくって形になりますと、おおよそいくつの形で何本の発注となりますか。

学校給食課長

将来的には、10本の契約になるかと思っています。ただ、1業者につきましては、2契約までというふうに整理をしたいというふうに考えているところでございます。

江口委員

まとめることによってのやはりコストダウンを目指しているんだと思いますが、その点ほどのぐらいい見込まれているんですか。

学校給食課長

まとめることによりまして、今言われたコストダウン、近くにある学校での人、調理員の補充体制であったり、あとは管理する面でも同じ業者になることによって、そこらへんが行き届くようになるというふうに考えているところでございます。

江口委員

いや、コスト的にどの程度の効果があると見込まれておられますか。

学校給食課長

その金額的には、まだ試算を行っておりません。

江口委員

その方向でやるときには、やはり試算をした上で、そのメリット・デメリットを考えるのは当然だと思うんですね。その点きちんとそれをやらないと、やったのはいいんだけど、全然コストダウンにならなかったという形にもなりかねません。それと今のお話ですと、市外業者がかなり入っておられます。市内業者育成とかいう部分に関してはどのようにお考えですか。

学校給食課長

実際に昨年、さっき申し上げました2社についても、希望はされたところですが、審査の段階において、採用されなかったことがございます。実際昨年度の途中でございませぬけれども、そのうちの1社が調理現場を見たいということで、実際に見ていただいたこともございます。今年度についても、もう一度今回やっております学校給食の調理業務の委託という内容がどんなものかということで、お話を聞きたいということがございましたので、実際にお会いして説明した経過もございませぬ。そういったできる範囲の支援をしながら、地元業者の育成にも努めていきたいというふうに考えているところでございませぬ。

江口委員

これたしかプロポーザルでやっていますよね。プロポーザルがこのような給食業務で妥当かどうかということに関しては、私は疑念を持っています。給食を提供するという点に関して、市としてきちんとした基準を持っていて、それをベースに発注の仕様書としてきちんとうたって、それでやれるところは入ってきてください。これはもうプロポーザルではなくって、指名競争入札若しくは一般競争入札の部分になるかと思うんです。そのときに受けれるところが市内でどれだけあるのか。そしてまた、今は登録しているのは、市内に2社ということですよね。2社で以上に仕事があるのであれば、契約課とお話をしながら市内の方々にビジネスを立ち上げないかということ等も考えるべきだと思いますが、その点についてはいかがですか。

学校給食課長

実際入札でやっていらっしゃる市町村もございまして、お話を聞いたことがございませぬ。そこで金額だけで、決定したことで余りよくなかったというふうなお話も聞いたことがございませぬ。まずなゼプロポーザルにしているかと言いますと、その会社自体が技術であったり知識であったり、学校給食に対応できる十分なものを備えているかということがまず選考の1つになります。もう1つは、前回2回実際にやりまして、その知識を実際に調理をする職員たちにどのように教育して支援体制を作っているかということが重要なことだというふうに今考えまして、それに基づいた審査の方法を整理して、やりたいというふうに考えているところでございませぬ。

江口委員

技術を持っているかどうかに関しては、入札の参加資格のところできちんと審査すればいいわけですよね。そして現実には今は直営の方からこちらの方に、民間委託に変わっているわけでしょう。直営でやっておられたわけですよね。直営でやっておられた方々の中に、こうやってやりますのでご自分たちビジネス立ち上げませぬかっていうのが1つだと思うんですよ。そして今まで皆さんがこうやって、やっておられましたよね。それプラスでこれこれこういう案件をきちんとやっていけばやれますよと。調理をされていた方々だけではなくていいと思います。市民の方々に向けて、ないし市内業者の方々へ向けて、私どもは民間委託をやるだけだけれど、ぜひ市内の方々にっていただきたいと。ですので、これこれこういう案件なんですというやつをきちんとやって、仕事を出す努力をすれば、まだ市内業者育つと思うんですよ。ところがそういった努力もなしに、ポッと出しましたと。急に出してきましたと。そのときに対応できるのは、今までそういったビジネスをやってきたところが、ある意味虎視眈々とほかに新しく出る場所はないかなと、狙っていたところになります。そしてそこにとられていっているの

が現状だと思うんですね。そこについては努力をすべきだと思うんです。どうでしょう。

学校給食課長

昨年それからその前年のプロポーザルでの印象と言いますか、それでは例えばその、食堂とかの調理業務等は違って、学校給食の場合は衛生管理が非常に厳しいものがございます。手を挙げたところには学校給食に対するまだ経験がないところがございます。そこでの印象としては、学校給食も実際にそこをやってらっしゃる食堂とかと同じようにできるというふうに思ってたという印象を受けたところがございます。安全な給食を継続して、実施していくためには、やっぱりそういった知識を身につけたところが必要だということで、今の形でやっているところがございます。

江口委員

今だったらそうですね。ポンと出しましたと、プロポーザルやりますと。応募されてきました。ところが経験がないので、ああ私どもも思っていたこととは違うんだねと。要するに皆様方は逆に、市として要求するものは、このレベルではないよっていうところでもうね、あっという間に無理ですっていう形ですね。プロポーザルで、いや、それよりもいろんなところで給食を出しておられる会社様は、それこそそういったところをクリアしていると。こちらの方が安心だから任せるんですね。ではなくて、前もって今回であっても平成27年、28年でしょう。そのあたりを目標にするわけでしょう。ですね。そしたらあらかじめそこに向けて、ここからこういった形に出します。出てきます。ですので、そしてそこに関してはこういった案件です。求められるのはこういった部分なんです。それをきちんと仕様書というふうな形に、仕様書ないし、私どもが求める給食の業務っていうふうな形でまとめていただいて、それを事前にオープンでいいですよ。市内市外含めてもいいと思います。公表して、ある意味ビジネスがスタートする仕組みをつくっていく。やはり市の仕事の中で入札、いろんな建設のもそうですけれど、できるだけ市内に発注しようとするわけでしょう。そのときに業者がいっぱいおられるところはね、ずっと出していいと思うんですけど、いっぱいいいないところに関してはそういった努力をしないと、市内業者って絶対育たないと思うんです。だから事前に、1年2年かけていいじゃないですか。1年、2年あるわけでしょう。その分をかけて競争入札ないしそういった形に耐えられるような方々を育てるべきだと思うんです。そうするとプロポーザルではなくって、その参加資格のところできちんと切った上で、そしてある意味その価格でやれる、ないし、その業者が十分市内で育ったのであれば、市内業者だけで入札が可能になるわけですね。そういった努力をしていただきたいと思いますけどどうですか。

教育長

現在学校給食調理業務について、プロポーザルという形をとっておりますが、このプロポーザルの選考には、調理業務を民間委託する該当の学校の保護者代表にも入っていただいて、実施をしております。このことは、特にこれを進めるに当たって、それぞれの学校での説明会を教育委員会として実施をいたしました。調理業務のみの民間委託ではありますが、実際に子どもさんを通わせている保護者の皆さんは、衛生管理、安全そしてアレルギーの対応について非常に不安を持ってありましたので、ちょっと言い過ぎかもしれませんが、安かろう悪かろうではなく、実際に直接それぞれの業者からの説明を聞いて不安や疑問点を出す中でよりよいところを選考していただくことが保護者の皆さんに安心感を与えるという判断のもとでこのような形をとっております。ただ今質問委員のおっしゃるとおり市内業者を育成するというもう一方の面も決して私どもも忘れてはおりませんので、先ほど学校給食課長が申しましたとおり、民間の努力と行政の支援と、どの程度で線を引くかということについても、中で論議をいたしました。市内業者であるからということで、直接学校給食課の方から声かけをして、先ほどおっしゃいますような仕様の形ですとか、できたらこういうところまでのレベルアップをおたくの会社の方でやってください。でないと、対応は難しいですよというアドバイスから現

地のいわゆるよりよく調理業務をできている学校と、例えば本年度ご承知のとおり伊岐須小学校の給食については、文部科学大臣の表彰を受けました。そういうふうなところをぜひ実際に現場に行って、自社のレベルアップにつなげませんかというところで見学をしていただいたりすることも、もちろん同行しながら助言等をしております。今後今おっしゃいますような新しい企業の発足等については検討したことはありませんので、そのことも含めて地元の子どもの食の提供を地元でよりよい形でできることについても検討はしていきたいと思っております。

委員長

他に質疑はありませんか。

上野委員

おはようございます。学校給食、今質疑があっただけで、選定委員、うちが穎田小中一貫校で民間委託をされる時に、うちのPTAからも、私は立場上出られませんでした、母親代表の方を出していただいて、内容もちょっとお聞きをしましたが、今質疑の中でもありましたけど、子どもの口に入るものですから、市内業者の育成というのも大事なんですけど、安全と安心を第1に考えて選んだんですよというお話があって、それはもう親としても当然のことだと思いますし、市としてもやっぱりそこは最低限のところはきちり守っていただいて、進めていっていただきたいというふうに思うんですが、231ページの債務負担行為のところ、ちょっと先ほど質疑でも触れられていましたが、中学校区ごとに、業者委託を行いたい。次年度から10校区になるのかなと思いますが、それぞれ一番少ない学校数と一番多い学校数はそれぞれ何校ずつで、どこになるのかを教えてくださいませんか。

学校給食課長

それは契約ごとの食数ということでございますか。まず、一中校区でございますけど、一中校区が6校になる予定でございます。それから、あとは一貫校が今後3校整備されますけれども、その他につきましては、大体二瀬中学校、伊岐須小学校のように2校いうところになります。

上野委員

ということは、一貫校は調理場が1カ所ですよね。一中校区で6校となると、調理場が6カ所という理解でいいんですか。

学校給食課長

はい、そのとおりでございます。

上野委員

となると、10社のうち1社について2カ所まで応札が可能になるように考えていらっしゃるということでしたが、これは2つにした根拠というか考え方をちょっと教えてもらえます。

学校給食課長

各学校ごとにするということになりますと、受注会社も多くなりまして、管理といった面でもそうですし、指示の徹底が図れなくなるというふうに考えております。

上野委員

よくわかります。コストとか安心面とかを考えると、最低5社が応札するんですよね。5社以上10社以下ということになるんですけど、保護者の立場からするとやっぱり安心安全を考えると、コストの面でもそうかもしれませんが、良い業者に、良い給食をつくっていただきたいわけですよ。ですから、この1社2つ、2校区までとかじゃなくって、もうちょっと多くすることは考えないのかなと思うんですが、その点どんなふうですか。

学校給食課長

今、数が多くなると管理の面というふうにお話ししましたけれど、もう1つ考えたのが、1社2社に集中するというのも問題があるというふうに考えたものですから、どこで区切れれば適当な管理が行き届きやすい、経費の面でも削減できるというふうなことも含めて、今の1社

2 契約というふう考えたところでございます。

上野委員

まだ決定されていることでないと思うので、もう一度ちょっとそこら辺をPTAなんかとも話をさせていただいてですね。1社何校区まで応札できるということは深く考えていただきたいというふうにお願をします。

委員長

他に質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

採決いたします。

「議案第95号 平成25年度飯塚市学校給食事業特別会計補正予算(第1号)」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

「議案第99号 飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

学校施設整備推進室主幹。

「議案第99号 飯塚市付属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例」についてご説明いたします。議案書の1ページをご覧ください。

本案は、最終答申をもって担任する事務が終了したことにより、「飯塚市立小中一貫校建設設計者選定委員会」を廃止するため、提出するものでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表でご説明いたします。2ページをご覧ください。

教育委員会に置く機関の飯塚市いじめ・不登校問題連絡協議会の次にありました飯塚市立小中一貫校建設設計者選定委員会の名称と担任する事務を削除し、併せて飯塚市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改め、本選定委員会委員報酬の額を削除しております。以上で、説明を終わります。

委員長

説明が終了しましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

採決いたします。

「議案第99号 飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

「議案第102号 飯塚市立中学校設置条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

学校施設整備推進室主幹。

「議案第102号 飯塚市立中学校設置条例の一部を改正する条例」についてご説明いたします。議案書の8ページをご覧ください。

本案は、提案理由のとおり、中学校統合に伴い、飯塚第三中学校及び菰田中学校を廃止するため、提出するものでございます。改正内容につきましては、新旧対照表でご説明いたします。議案書の9ページをご覧ください。条例別表中、飯塚第三中学校並びに菰田中学校の名称及び位置を削除するものです。

また、平成26年度からの跡地利用につきまして補足説明いたします。飯塚第三中学校につきましては、平成29年度までは幸袋小中一貫校建設に伴います運動施設の代替施設としまして、引き続き教育施設として利活用するものです。なお、校舎につきましては、利活用はありませんので、閉鎖をいたしますが、運動場並びに体育館につきましては、平成29年度までは引き続き教育施設として管理していくこととしております。

次に、菰田中学校につきましては、市の施策として利活用する必要もないことから、「公共施設のあり方に関する第二次実施計画」に基づき、民間事業者等へ有償譲渡する方向で、今後、手続きをすることとされています。以上で説明を終わります。

委員長

説明が終了しましたので、
質疑を許します。質疑はありませんか。

道祖委員

大きく2点、お尋ねしますが、まず第1点目、今の補足説明でありました跡地利用の件について確認させていただきます。菰田中については、これは飯塚市の公共施設のあり方委員会の答申どおりに民間に払い下げという計画で、敷地建物等なくなりますよということでありましたね。それはそれで結構なんですけれど、三中については、幸袋小中一貫校を建設する関係で、これは廃校をするけれど、29年度いっぱいですか、29年度いっぱいということは平成30年3月31日まで、これは体育館とグラウンドについては、幸袋一貫校の建て替えに伴うことについての利用をします。校舎については、これは確認ですけど、壊すんですか壊されないんですか。壊さないでそのまま置いておくということですか。

学校施設整備推進室主幹

校舎につきましては、現状のままで人の出入りができないような形で整備をさせていただいて、そのまま残した形で廃止させていただく形とする予定でございます。

道祖委員

利用するなら残すのは結構だと思うんですけど、利用しない建物をね、そのまま残しておく、やはりいろんな人が出入りするんじゃないかとちょっと危惧するんですけどね。体育館についても24時間使うわけじゃないですから、夜間になればですね、人の出入りはないでしょうから。であるならば、そこに校舎がずっとあることがいいことかどうか。残すなら何らかの利用ができればいいんじゃないかなと私は思いますけど、残さんとするならば、利用させないとするならば、やはりそのまま置いておくことが管理上よろしいかどうかというのは、ちょっと疑念を持つわけですけど。どういう考えで利用し得ないものを残すのか。

行財政改革推進課

教育財産の処分につきましては、市長の権限となっております。その関係で跡地の関係については、行革課の方でさせていただいておりますので、お答えさせていただきます。今の三中の校舎を残すか残さないかということでございますが、第2次実施計画に基づきましては、基本的には原則、学校跡地について売却という方向性を持っております。その売却の手法としては、飯塚市の場合、現状有姿という形で売却をするという方向性を持っておりますので、今回の校舎につきましては、閉鎖という形で今ご心配の部分、侵入されないような方策をとった上、

閉鎖して現状のまま残すという形で考えているところでございます。

道祖委員

公共施設のあり方の実施計画の第2次答申では、各地区の公民館の件が、答申されていますね。その中で、平成23年度までに結論出して、公民館の建て替え等については結論を出すということでありましたけど、結果としてちょっと年度が勘違いかもわかりませんが、そういうふうに記憶しているんですけど、23年度だったと思うんですけど、それが出なくて今日に至っているわけですね。28年度までにどうするという考え方をまとめて、そして合併特例債が使える間に、考え方に従って、各地区の公民館の建て替え改築等について取り組んでいくということだったと思いますけど、違いますか。

中央公民館長

飯塚市公共施設等の第2次実施計画に伴いまして、地区公民館の整備計画を本年3月に策定をいたしました。その計画の中で、鯉田公民館につきましては、平成29年度から33年度の間、整備を行うということで、整備の内容につきましては、現在地におきまして、新耐震基準を満たしていない建築物でありますので、耐震診断を行い、補強を行うことを原則とし、ただ現地が地盤沈下をしている状況でございますので、その他の整備についても検討していくというふうなことでの計画をしております。

道祖委員

だから、私が質問した内容でよかったわけでしょう。そのとおりですよ、あなたは鯉田に限って言ってくれているから、私も鯉田に限って今からいくわけですけども、鯉田公民館はそういうことで、結論として出てないんですよ、どうするかまだ定まっていないと、一応、鯉田自治会長会の要望としては、三中が廃校になれば、その敷地なり建物なりを利用したいという要望が、確か市のほうに出されていたというふうに思いますけど、その前にお尋ねしますけど、いま端的に29年から平成33年度までに結論を出すというのは、33年度で合併特例債が切れるんじゃないんですか。だから、そこまでに終わらないとだめなんですよ。建て替えなり、改築、耐震をするなり、だからそれはいつ決めるんですか、そしたら。ほかのところは建て替わっているんですよ。小中一貫校としてね、公民館を入れたり、入れないところについても改築等をしているわけです。で、あそこについては前々から地盤沈下の話は出ておると。で、敷地が狭いと。いろいろ地域の行事をするにおいては県道をまたいでやらなくちゃいけないから安全性が確保されていないと。だから、この際、どうあるべきか考えて取り組んでいただきたいと、その中で三中の廃校と合わせて考えていただきたいということでありましたけれど、その辺はどういうふうに今日まで考えられておるのか。

中央公民館長

先ほど御説明いたしました、地区公民館の整備計画におきまして、29年度から33年度の間、整備を行うということですので、整備の最終的な方法が決まっております公民館につきましては、その整備の期間に整備できるようにその前に最終の決定をする必要があるというふうに思っております。鯉田公民館につきましては、遅くとも28年度の上半期には、その結論を出す必要があるというふうに思っております。先ほど御指摘ありました地区からの要望でございますけども、平成24年9月26日付けで鯉田地区まちづくり協議会のほうから、鯉田公民館については飯塚三中跡地に移設というようなご要望が出ておりますので、その御要望も尊重すべきものだと思っておりますけれども、市の総合的な検討を進めながら最終の結論を出していきたいと思っております。

道祖委員

廃校が決まると、そして29年まで使うということですから、それはそれなりに、まあ幸袋のね、小中一貫校ができるまで、施設が同じ敷地に建つから、不便を来すから幸いなことにここを使うと、使えることになった。それはそれで結構なんですけど、ただ地元に対して要望

書も出ていることだし、廃校になるのはもうわかっていることだし、であるならば、どうするかという考え方はやはり担当部署できちっと考えをまとめて、そして予算もあるわけですよね、副市長。どの段階ですかということをやはりスケジュールにのせてもらわないといけないと思いますけどね。その辺についてはきょういつまでにしますということは答えが出ないと思いますが、できるだけ28年度の前半という話ではなくて、それよりも、25年ですもんね、今ね、まだね。早い段階で示していただいたほうが、地域としてもいろいろな物の考え方、取り組み方が出てくるんじゃないかと思いますが、その辺はどう思います。

教育部長

今、るる御意見いただいております。私どももできるだけ早期に計画については作成をしていきたいと考えておりますが、鯉田だけに限らず、他の地域でも、例えばいま計画はほかのところは進んでいるという御意見でございましたが、実際に計画進行中なのは鎮西公民館だけでございまして、ほかの部分については、まだ具体的な計画というものが策定できておりません。近くでは、立岩公民館の問題、それから筑穂公民館の問題等々、それぞれのまちづくりの拠点としてのあり方が問われておる施設でございます。公民館がですね。そういう中で、教育だけの観点で進めていくわけにもまいりませんので、関係部局とも調整をしながら計画を策定する必要がございますので、時間はかかっておりますが、だからと言いまして、先ほど目途として28年上半期というような説明もいたしました、それはリミットでございまして、できるだけ早期に計画がまとめれば、また御説明をさせていただきたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

道祖委員

後半の答弁だけだったら、私はここでまた、いちいち言うつもりはないんですけど、大体ですね、公共施設のあり方の答申の第二次、いつまで公民館をするって自分たちで書いていたんですか。それらを伸び伸びでしているわけでしょう。あの答申から結論を先延ばしに、5年ぐらいになっていて、一所懸命がんばっていますからと、けど伸ばしているという現実がありますよ。1番はじめに市民に説明したときから、極端に遅れているんですよ。幸いなことに何でこれが許されるかということ、合併特例債が10年間だったやつが15年間に延びたからなんです。本来、あなたが考えなくちゃいけないのが27年度いっぱいできちっと結論を出して物事ができ上がってないとだめなんです。それを合併特例債が幸いなこと延びたからあなた方は考え方を伸ばしている。それは基本的に違うと私は思いますよ。だから、そういう事情をきちっと踏まえて、早急に、鯉田のことだけ言っているからということで筑穂と立岩のことを言われましたけど、すべて一緒ですよ。やらなくちゃいけないことは、それは私も理解していますよ。だから、その上で教育委員会の積極的な取り組みをお願いしたいということを行っているんです。その辺はご理解できますか。

教育部長

わたしの前段の答え方での御質問だと思いますけれども、思いは一緒でございます。全地域ともに検討していかなくちゃいけないという趣旨で発言をさせていただきましたので、よろしく願いしたいと思います。

道祖委員

ではですね、2点目、その辺は、公民館の関係はよろしく願いいたしまして、一般質問で通学路の防犯灯の質問をさせていただいております。そのやりとりはご承知だと思います。今度は菰田と三中が一中に統合されるということで、通学路が変わってくると思いますが、その辺について、防犯灯等のあり方についてはどのように考えているのか、まずお尋ねいたします。

学校施設整備推進室主幹

今回の統合に伴いまして、飯塚第一中学校部分については、通学路の部分を現在学校長、P

ＴＡ会長等で協議しまして、概ね指定したところですよ。その部分について、危険箇所、また防犯灯の設置が必要な部分について協議をして地域から意見が出ている部分がありますので、要望書等がですね、その部分につきましては、関係課のほうに持ち込んで設置のほうに対して、協議をさせていただいているというところでございます。

道祖委員

保護者からすれば、やはり防犯灯を早く設置してほしいと。諸般の事情でつけられるところと、つけられないところがあるということで、答弁があったわけですけど、私が一般質問で言ったように、稲刈りが終わっているところは、外灯をつけてもいいと思うんですよ。そう思いません。だいたい、本会議でも言いましたように心理的にはやはり日が暮れるのが早い時期につけてほしいというのがあるんだろうと思うんですよ。だからそういう考え方に立って積極的に関係部署でいろいろ協議されるということですけど、もう積極的にね、教育委員会からは申し込みをすると、それが必要じゃないかと思うんですよ。なぜかと、それでつかなかったらなぜかというやっぱりですね、問題点が浮き上がったら問題点を消していかないと、これ防犯灯は付きませんよ。どういう条件、何が付かない阻害要因なのか、確認して、この地区は何だ、この地区は何だと、そしてそれに対してどこまで歩み寄れるか。予算なのか、稲作の関係なのか、そういうことをやっぱり浮き彫りにしてやっていかないとだめだと思うんですよ。今回、一般質問ではっきりしたように、幸袋のいま指摘した地区なんていうのは、まさにモデルだと思うんですよ。あそこに付けるという教育委員会からですね、どっちにしる目尾小学校も統合されて、小学生もあそこに通うようになるんですから、いま中学生は通っているんですからね。あそこを１つの例として、そこに付けるとするならば、何が問題なのか、それを教育委員会として、総務なら総務、そういう、環境もそうですよ。生活環境の安全、安心という部署でしょうからね。だから、そういうふうにやっぱり教育委員会が強く言っていないと話が進まないと思いますけど、取り組む気持ちはありますか。

学校施設整備推進室主幹

取り組む姿勢ということでございますけれども、私どもも地域の方々から要望、そういうものも受けてそれを持って関係課と協議をさせていただく形になりますので、いま言われたように早急に強い気持ちで安全安心のために設置のほうの要望をしていくという形はさせていただきたいと考えております。

委員長

他に質疑ありませんか。

江口委員

いま道祖委員の質問の中にもありましたが、その通学方法についてはどのようになっていますか。

学校施設整備推進室主幹

通学方法でよろしいでしょうか。はい。通学の方法につきましては、基本的に統合する部分のところにつきましては、徒歩が原則ということで進ませていただいておりますが、それ以外の部分ということで一中の統合する部分につきましては、現在通学の方法について地域の方に御説明をさせていただき、学校長、ＰＴＡ会長、そういうところである程度の結論を出した部分について、現在地域の方に説明、学校区ごとに説明会を開き、説明をさせていただき概ねのご了承をいただいたというところでございます。一中の具体的な説明の内容につきましては、基本的に通学の補助をさせていただこうというところ御説明をさせていただいたところでございます。内容としましては、基本一中から概ね直線で２キロを超えます方に対して補助を出そうというところでございます。その部分について、概ねのご理解をいただいたかなというところの説明会をさせていただいたというところでございます。

江口委員

2キロを超える生徒さんに対して補助を出す。補助の額、そしてあとこれはずっと、ずっと出し続けるという理解でいいですか。

学校施設整備推進室主幹

2キロを超えた方に対しては、基本的には継続して出していくという考えでございます。

教育部長

いま申し上げましたように、やっと平成22年ごろから一中の統合の問題につきましては、教育委員会の方が再編整備計画の素案というものを提出して以降、論議をしてみました。そして本格的には平成23年の5月以降でございますが、ご説明をしております協議組織をつくりまして、その中で検討をしてきたものでございます。その中で1点、一中校区への自転車通学ということも検討の中に上がりましたけれども、一中周辺の交通環境が非常に危険であるということから、これについては学校サイドの方からの特に意見としては自転車通学は認められないというような意見もあり、保護者も含め協議を重ねてまいりましたけれども、これは保護者代表の方の話ですが、ご理解をいただく中で、それでは公共交通機関の利用、これは認めましょうというような話になりまして、通学距離の遠方者については、市の方からも何がしかの助成が受けられないかという中で、当初は保護者の負担を求める中での提案もさせていただきましたが、最終的には先ほど主幹の方が説明をいたしました直線2キロを超える通学者で、公共交通機関の利用をされる方についての助成を行いたいということになりました。そしてその補助の期間ということでございますが、これは一中そのもの、今回統合いたしますけれども、それ以降また、その変化があれば当然検討をする内容とは思いますが、今、お話ししましたようにいろんなその議論の末、やっとこのような形でまとまってきてはおりますけれども、今後についても継続して見直しが必要ではないかということで、今回の私どもの提案についても、そういうふうな協議の場というのは継続して残していく。ただし、協議の範囲としては一中の校区すべてということよりも今回の再編統合に伴う三中、元三中校区、元菰中校区の通学方法の問題に限るという条件をつけておりますが、今後も協議を行っていくようになっております。

江口委員

不思議なんですよ。今、言われたことが教育委員会としても妥当だと思うのであればね、今言われたのは自転車ですね。一中の校区に関しては特に危険であるというお話ですよ。であるならば一中の校区は自転車に乗るなど。学校通学に限らず、自転車に乗るなって話さなりかねませんよね。それが本当に妥当な姿なんでしょうか。あともう一つ、今教育部長は、これの問題については三中並びに菰田中学校の一中との再編整備に限ってというお話がございました。当然のことながら、飯塚市内には他の中学校もあるわけでございます。同様にその2キロを超える部分に関しての交通機関の補助というのをほんとに広げられるというふうな形もやられるのかどうか。協議しているのは、それは私たちだけですという話は通じるかもしれないけれど、それはね、市としては、市の教育委員会としては、それは通用しない話ですよ。本当にそれでやられるおつもりですか。

教育部長

ほかの校区への影響ということも私どもも考えました。先ほど申し上げましたように、今度の一中の統合については、以前にもお話ししましたが、菰田中学校、一中については統合前から自転車通学は認めておりません。第三中学校区は自転車通学を認めるという状況でございました。その中で議論を進めて先ほどのような結論に至ったというご報告をさせていただきました。他の校区につきましては、自転車通学を認めておるところがほとんどでございまして、他に波及する影響ということも自転車通学ということを見れば今の論議は成り立つと思っておりますけれども、他の校区と違うのは自転車通学を今回認めないということが大きな条件になって、公共交通機関の補助についても、私ども検討した経緯がございますのでご理解のほどよろしく

お願いしたいと思います。

江口委員

私その前段で言ったのは、一中校区が特に自転車危険なのであれば、それは通学に限らず危険で禁止ということを考えなくてはなりません、果たしてそれが妥当なんでしょうか。ここには今副市長並びに市民環境部長おられますけれど、そういった環境であると私はとても考えないわけです。果たして今、教育委員会としては一中校区は自転車が特に危険なんだとのお話なんです、それは行政として、ああそうです。そのとおりですと、またその部分だけ補助を出すんだというふうなことでいいのかわかるか、もう一度そこは考えるべきだと思っています。統廃合の部分とは少し切り離して考えてもいいと思いますので、そこについては改めて確認をさせていただきます。それまでしっかりお考えいただきたいと思います。

教育部長

一中校区すべてのこととお考えのようですが、先ほど私は、一中周辺の交通環境と申し上げたつもりでございますが、もし言い間違っておりますならばご訂正をさせていただきたいと思っています。一中周辺の交通環境でございます、現実私も学校側から、そういうふうな危険だというような話を聞いて、朝数回学校の周辺の状況調査もさせていただきました。その結果もその協議会の中にお示しする中で協議を進めてきましたので、ご理解のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

江口委員

それが一中周辺であっても同じだと思います。一中周辺であっても、そこが自転車が危険なのであれば、それは通学に限らず禁止すべきだと思いますし、果たしてそういう環境であるのかどうかは市としてきちんと確認をした上で教育委員会が考えるのだけではなくて、道路担当部門も含めてきちんと考えるべきだと思いますよ。そしてその検討の上でやっぱり危険なのであれば、そのエリアは自転車通行禁止ですよ、ないし、例えば年齢で制限するんです。高校生はいいけど、小学生、中学生はだめよとそういうことさえ考えられるわけです。なので、十分もう一度それが正しいのかどうかを考えてください。

教育長

飯塚一中の自転車通学につきましては、もう過去20年以上前から認めていません。ただし、土日の部活動の試合等があるときについてヘルメット着用、学校からこれ貸出しもする、ヘルメット用意して特例として認めているようなことがありました。同一時間帯において、特に朝になりますが、自転車が集中してあの地域に一気に来ることについての危険性を特に学校は心配をしておりました。その件につきまして、恐らく学校としてスタートいたしましたら部活動の子どもたちもおりますので、学校側のいろんな配慮や今おっしゃいましたような環境整備として保護者の意識、子どもたちの安全に対する認識等々がきちんと整いましたらまた違った考え方もできるのではないかとおもいますが、今回再編に伴いまして通学方法規定するに当たり、遠方からの子どもに対しては、そのような形を当面の間とらせていただきたいということでございます。通学方法については、今後も先ほど部長がこの協議会、通学方法についての協議会は今後も継続して参りますというように申しましたのは、その自転車通学という方法も含めた形で協議して、協議を続けていくということでございますので、ご理解いただきたいと思ひます。

委員長

他に質疑はありませんか。

上野委員

通学の補助金、補助を出されるということですが、いつからそんな話が出てきたんですか。具体的に。

学校施設整備推進室主幹

通学の補助金という話でございますが、この部分につきましては通学の方法のところでは学校長、PTA会長等との協議を進めていく中で、基本的に一中の統合は決まりまして学校名とかそういうものを協議していく中で、最後に残ってきたのがその通学の方法というところではございましたので、協議については平成23年度から行っているというところであったと思っております。実際に補助金というお話、どういう補助の体制にするのかということについては平成24年度部分ぐらいから学校長との協議を進めて、その後今年度に入りまして、いろいろなその補助金の案とかそういうものを、PTA会長等含めて協議をさせてきていただいたというところでございます。

上野委員

学校から直線距離で2キロというお話ですが、これはどういった基準から、どういった根拠があってそういうふうになるんですか。

学校施設整備推進室主幹

直線で2キロという基準の部分につきましては、現一中の通学の範囲がおおむねその2キロの範囲に入るところで、現一中の通学生と今後統合されます第三中学校、菰田中学校の生徒の方の部分で歩いて来られる方の比較をしたときに不公平感がないというところから、おおむね2キロという線を引かせていただいたというところでございます。

上野委員

直線2キロであっても通学する道によっては随分違ってくると思いますし、2キロ以内であってもまた通学してくるところで全然距離が違ってくるので、これは不公平だなと思うんですが、飯塚市内でそのような助成をしている箇所がまだあるんですか、ほかに。

学校施設整備推進室主幹

通学の補助につきましては庄内地区の方で補助を行っているところでございます。すいません。小学生を対象に、庄内地区におきまして統合に伴います影響ということで、通学の定期補助を行っている部分がございます。小学校3年生まででございますけれども。

上野委員

いつから対象は何人で、予算が幾らで、累計幾らになっているんですか。

委員長

暫時休憩します。

休 憩 11:12

再 開 11:24

委員長

委員会を再開いたします。

学校教育課長

庄内小学校における1年生から3年生までの人数と助成について、報告いたします。おおよそ本年度につきましては37名で、一応いまのところ11万4350円ということで、今予定をしております。

上野委員

それは昭和46年から始まっているというふうに耳にしているんですが、大体そこらあたりだとすると、40年以上そういった補助が続いてきているということではないのでしょうか。

学校教育課長

そのようになっていると思います。

上野委員

合併する前は、各自治体でいろんなシステムなり、補助金なり、助成なりがあってしかるべきだと思うんですが、合併して8年経って、平準化を進めてきておられるんですが、その点は、

どうして扱われなかったのですか。

教育総務課長

現在の通学方法につきましては、今委員ご指摘のとおり、合併後、さほど変化といいますが、変更はあっておりません。その中で、通学方法、各学校単位につきましては、先ほどから答弁がございますが、最終的な学校長、各地域の特性を踏まえたところで学校の判断の中で対応をしていますが、教育委員会としましては、内部的には今委員がおっしゃいました平準化も含めたところで、さまざまな検討は行ってきておりますし、現在も継続して検討をしている次第です。

教育部長

合併のときの協議事項と思いますが、通学方法につきましては、合併前のものを引き継ぐということで合併が行われております。その後につきましては、各地域におきまして、差がみられます。私も4月になりまして、部長ということになりましたけれども、これについてはなかなか統合が難しい問題があるかと。今お話がありますように、庄内につきましては、かなりの年数、継続したというところがございますので、それで一定の何か基準となるものがつくれないかということで検討しておりますが、なかなか妙案が出てこないのが現状でございます。今の課長答弁になっております。ご理解のほどをお願いしたいと思います。このまま放置するというではありませんけれども、どういう方策をとるべきか、まだ答えは見つかっていない状態でございます。

上野委員

検討されるということですが、庄内の人はそれで当然だったかもしれませんが、それ以外の自治体の方から見れば、私も保護者も一人ですけど、非常にそれは平準化されていない。特別扱いというふうにつづるんです。昭和46年の合併ですから、当時生まれていない、合併には関わっていない方々も、ずっとそういった助成を受けられてきているわけですよ。今回、あなた方は三中と菰田中学校を一中に統合する際に、それがあからということでもた前例にされているかもしれませんが、そこだけをまたやるということになると、他の地域の人たちにどのようなご説明をされるんですか。私は、飯塚市の教育委員会として、非常にそれは間違った選択をされているんじゃないかと思うんです。実は先週、市のPTA連合会の役員の、これは非公式ですけど、懇親会がありまして、第三中学校、菰田中学校の役員の方も来ておられましたけれども、直線2キロに10メートル足りない団地もあるそうですね。そこは全く補助がないと。50メートル離れたところには補助があると。そういった保護者間のあつれきも今出てきているそうですよ。今、課長の方が答弁されました。だいたい地域の皆さんには理解を得ていただいているということですが、全然理解されてないですよ。困っているのもう1年三中存続できませんかという話まで出ているんですよ。先ほどこの助成金の話は、平成25年度に具体的に今年度ですよ、出てきたという話をされましたけども、結局、嫌だ嫌だと言え、お金出して口を封じるんですか。飯塚市の教育委員会は、先ほど部長はね、自転車通学を認められていないところに統合されると言われていましたけど、教育委員会には通学、自転車通学を認める、認めないという決定する権利はないですよ。各々の学校の校長先生にあるわけですけど、一中の先生が校長先生が変わって自転車通学が認められたらこれどうなるんですか。逆にいま認めているところの校長先生が自転車通学を認めなくなったらどうするんですか。そのときに行き当たりばったりで考えられるんですか。ご答弁をお願いします。

教育長

これまで合併してもそれぞれの旧町、旧市で実施されていまして通学方法にのっとなって、それを引き継いだ形で実施を、同様の実施をしてきました。今回学校再編に伴いまして、今ご意見いただいているような論議を地域からもいただきましたし、学校と教育委員会の関係でも行ってまいりました。どこかで先ほど部長も申しましたとおり飯塚市として、飯塚市教育委員会

として、子どもたちの通学の方法の一定の基準になるものは急いで策定をして、それを保護者や地域の皆さんにも理解していただくことが今後必要だと思っております。

上野委員

本当、飯塚市は1つというお話をずっとされ続けてきておるんですから、そういった子どもたちに関わることとか、地域にかかわることはやっぱりどこから見てもおかしくないよねというようにやっていただかないと、ほんとに飯塚市1つになりませんよ。一般質問の中で市長は教育力の向上と、また次期もそれを目指して頑張るんだというふうに言われましたが、本当に外から人を呼び込んでこようと思えば、こういった助成金はやっぱり保護者にとっては大変ありがたいものなんで、逆に本当、全小中学生にね、そういったものを出してやるような施策の方向で、お金もかかることですか、考えていただきたいと思いますが、副市長どう思われますか。

副市長

今のお話を、ご意見伺っていて確かに言われるところは私も十分理解できます。ただ、今、先ほど来、教育委員会、それから教育長が答弁しましたように、今後においてはきちっと一定の基準なり、財政的なことから言えば、いつまでもこれはやっぱりどこかできちんと是正をしていただきたいというのは教育委員会も十分に認識してありますので、その点は今言われましたように通学路の整備の問題、児童・生徒さんが安全に学校に通うということはもう大前提でございますけども、自転車通学からバスの問題といろいろ論議がっておりますが、基本的にはこういう一定のところに一定の補助金が出るというのは決して好ましいことではありませんので、引き続き教育委員会には努力していただいて、そういうのをなくしていただくように努力してもらいたいというふうに思っております。

上野委員

もう一中に第三中学と菰田中学が統合されるのは来年の4月なんで、今そういったお話をもうPTAに何カ月も前からされているということですので、その点を今からひっくり返すということは非常に難しいとは思いますが、やっぱり年限を決めるとか、もしくは全市的にこれを広げていくんだということは、来年の4月の実施までには決めていただかないと、今度じゃあ3年間ですよとなったときに、今の第三中学、菰田中学のその助成の対象になる保護者は怒りますよ。またそこに住んでいる地域の方は腹を立てられますよ。ですからこれは必ず今年度中に、どのような方向、飯塚市教育委員会として出すのかというのを決定をしていただきますようお願いをしないといけないと思いますが、教育長いかがですか。

教育長

一定の基準を設けて4月までに説明をする必要があると私も思います。ただ年限をどう切るか等についてはこの場ではちょっとお約束することは難しゅうございますが、今のような外から見ても公平で理解ができるような仕組み、そして今度再編というところの影響を受けられる地域の方も一定の理解ができるというようなことに十分留意して、入学前までに、そのお知らせができるようにやっていきます。

委員長

他に質疑はありませんか。

永末委員

いろいろと議論の方をされてますけども、先ほど一中の統廃合の件から補助金等交通費の補助ということで、庄内の方にまで話が膨らんでいっているような形になっているんですけども、ちょっと今の客観的な情報だけを委員会の方で取り上げられますと、一方的に庄内の方が手厚い補助を受けているみたいな形にも聞こえてしまいますので、1点補助をするに至った経緯等もお示しいただきたいんですけど。

教育部長

申しわけございませんが、詳しい資料がございませんが、仄聞するところによりますと旧庄内町で小学校の統合が行われ、その際に実施をされた制度、それを引継いだというふうに聞いております。それから今1点庄内だけがピックアップというような話でございますが、そうではなくてスクールバスの運行基準につきましても甘いところ、厳しいところが現在あるような状況でございます。先ほど申し上げましたように、それを一定の基準で平準化するという作業はなかなか難しい問題もございますので、時間がかかっておりますけれども、その作業を早急にすすめていきたいと考えております。

永末委員

今、説明の方をしていただくと思ったんですけど、なかなか詳細なところが出てこなかったんですけど、昭和46年から実際にこれが行われているということで、もともと庄内が縦に地形的に長いところもありまして、昔は2校ありまして、それが産炭地の人口の減少とか伴いまして、今の現在地に一校に統合されるに当たって、そのあたりの配慮がなされたというふうな経緯があるかと思うんですけども、そこを含めてスクールバス等は当然ですね、いろんな地区でもやっておる部分もあると思いますんで、スクールバスと通常の公共交通との兼ね合いとかもありますんで、そこを含めた形での折衷案と言いますか、判断ということで、庄内小がそういった形とっているかと思うんですけども、今、そのスクールバスと補助の部分の説明の方もお願いしてもらっていいですか。

教育長

庄内も基本は小学校1年生から3年生までで、スクールバスに乗っていただくことが前提でありましたが、公共交通機関が通っている路線にある方はそこはスクールバスの運行ができませんので、その路線付近の方については、スクールバスでなく補助という形で通学をしていただいているという状況でございます。

永末委員

実際の案件の方とずれていきますんで、このあたりでとどめておきますけども、一点スクールバス等も含めまして、やはり先ほど上野委員の方からもありましたけども、ある一定の線引きをどうしてもしなくちゃいけませんので、ここまでは乗れるけど、ここまでは乗れないとかいう地区もございます。その部分に関しても同じ自治会単位とかで区切ることもあったりすると思うんですけども、自治会によっては距離的にはこっちの方が遠いのに乗れないとかいうところもあって、そこはそこでそういった住民の声とかも出ていますんで、ぜひそのあたりスクールバスとのですね、運行範囲の検討等もぜひこれ含めてしていただければと思います。以上要望として挙げさせていただきますのでお願いします。

委員長

他に質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

採決いたします。

「議案第102号 飯塚市立中学校設置条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

「議案第123号 損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解(交通事故)」を議題と

いたします。執行部の補足説明を求めます。

市民課長。

「議案第123号 損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解」について、ご説明をいたします。まず、市民課職員が起こした事故において、市に損害を与えましたことについて、深くお詫びいたします。

追加議案書の1ページをお願いいたします。本案は、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定に基づき、交通事故に係る損害賠償の額を定めることについて、議会の議決を求めるものです。

先に9月議会において、物損賠償についての専決処分の報告をいたしておりましたが、今回は、人身賠償についての提案でございます。

本件事故は、平成25年7月24日、水曜日、午後3時20分頃、市民課職員が市役所公用車駐車場から、右折で市道新飯塚・川島2号線に進入した際、公用車の右方向から直進してきた、相手方が運転する原付自転車と衝突し、相手方を負傷させたものでございます。損害の状況は、人身傷害として、相手方に、左膝及び左手関節の打撲、挫創他でございます。事故の原因は、職員が駐車場から出る際に、十分な前方等の確認を行なわなかったことでございます。事故によります市の過失は90%で示談が成立しておりますが、相手方の人身賠償額は90万3650円で、内訳としましては治療費41万3240円、慰謝料等49万410円となっております。これは、自動車損害賠償責任保険法及びその支払い基準により、早期の被害者救済の観点から、120万円までの範囲において、過失相殺を行わず、加害者が優先的に全額補てんすることの適用を受け、全額市が負担することによります。

なお、職員の交通事故防止につきましては、機会あるごとに指導を行なっておりますが、今後もこのような事故が起きないように、さらに指導の徹底を図ってまいります。

以上簡単でございますが、説明を終わります。

委員長

説明が終了したので、

質疑を許します。質疑はありますか。

上野委員

この交通事故のご報告なんですけど、議案として毎回上げられてるんですけど、先日決算特別委員会での報告のあり方について、私、ご提案なりを申し上げたつもりだったんですけど、このような今所管の職員が起こした事故については課長さんが、現在のように報告をされてるんですけど、このような報告の仕方は変えられるつもりはないんでしょうか。

管財課長補佐

先ほど御質問がございました報告の方法でございます。いま委員ご指摘のとおり先の決算委員会についても事故がなかなか減らないと。市におきましても所属長会、それとか内部の安全運転会議等の関係でいろいろな研修を行い、事故を起こした職員につきましては、自動車学校に一日行かせまして、技能研修、それとその検査結果を見た上で、本人が確認した上で振り返りの反省文とか、そういうのを書かせまして、今の時点の事故を起こした職員の、現時点の自分の運転能力とか、そういう指摘事項、弱点を再認識させていま教育しているところでございます。いま申されました報告のやり方でございますが、いろいろ、起こした本人に例えば報告するのかということにつきましては、いま内部でいろいろ協議をしております。報告の仕方については、いま現状、所属長で報告をさせると言う形になっているのが現状でございます。

委員長

他に質疑はありますか。

(な し)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

採決いたします。

「議案第123号 損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解(交通事故)」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、道祖委員から「バイオマスの活用について」、所管事務調査をしたい旨の申し出がっております。道祖委員、その具体的な内容の説明をお願いいたします。道祖委員に発言を許します。

道祖委員

昨年の12月議会からこの件については、いろいろ行政と議論を行っておるわけですが、前回10月に行われた市民文教委員会で報告がっておりますが、大阪府茨木市で新日鉄住金製の直接溶融炉方式のごみ焼却炉におけるバイオコークスの投入結果、その報告はバイオコークスは適さないという報告であったと思いますが、それは私が聞いている近畿大学の教授、私が調べたJFE製の直接溶融炉方式のごみ処理焼却炉とのデータと違うと。だから、実証実験がどういうふうに行われたのか、私は調べてきますからと、あとは行政は行政で、JFEの内容がどうなのか、大学の先生たちが言っている内容が違っているのかどうか、それについて確認していただきたいということでありましたので、その点について、要望しておりましたので、その点について審議をしていきたいというふうに考えております。よろしく委員長取り計らいをお願いします。

委員長

お諮りいたします。

本委員会として、「バイオマスの活用について」、所管事務調査を行うことにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本件について所管事務調査を行うことに決定いたしました。

「バイオマスの活用について」を議題といたします。まず、執行部にお手元に配布いたしております資料の説明を求めます。

環境施設課長

今お手元のほうにA3の用紙を配付いたしております。

まず、はじめに、ガス化溶融炉、左側の表につきましては、左側に新日鉄住金エンジニアリング製のガス化溶融炉、右側にJFEエンジニアリング製のガス化溶融炉を記載して、上段には炉低部より廃棄物、コークス、石灰石を投入後、溶融物が排出止されるまでの図面、それから下段にガス化溶融炉内部の状況を掲載いたしております。

まず、はじめに、新日鉄住金エンジニアリングのガス化溶融炉につきましては、炉内の上部から乾燥、それから余熱帯、熱分解ガス化帯、燃焼帯、溶融帯に区分されます。の乾燥・余熱帯では、廃棄物が約300度に熱せられ、ごみの水分が炉底部より供給される熱分解により蒸発し、乾燥した廃棄物は次第に降下していきます。の熱分解ガス化帯におきまして、酸素のない状況で高温にさらされ、有機物は熱分解により可燃性ガスとなって、炉の上部から排出され、ガス化された残りの灰分及び金属、陶磁器、ガラスなどの有機物が次の燃焼帯に到達します。の燃焼帯に到達したコークスが、羽口と呼ばれる送風ノズルから供給される空気により、高温燃焼されます。の溶融体におきましては、高温火格子を形成すること

により、還元雰囲気形成と廃棄物の灰分及び不燃物が完全に溶融され、溶融により生成されたスラグ、メタルは出湯口より定期的に排出されます。これが新日鉄製、飯塚市でも実際に稼働しております新日鉄製のエンジニアリングの状況でございます。次に、JFE製のガス化溶融炉についてご説明申し上げます。炉内は上部からフリーボード部、流動化層、炭化物移動層、高温燃焼帯、溶融体ということでございます。溶融分離帯及び湯溜まりと区別されております。フリーボード部では、炉内で発生した可燃性ガスが三段羽口から送風される空気によって一部燃焼され、高温の還元雰囲気に保ち、タールを分解するなど、ガス化改善を行っております。流動化層につきましては、3段目羽口の高速空気吹き込みと炉下部からの熱により投入されたごみは、600度とか800度の熱で乾燥及び熱分解され降下いたします。

の炭化移動層では、で流動化層で熱分解されました炭化物や灰分、不燃物がさらに高温で加熱され降下いたします。の溶融帯、高温燃焼帯、溶融帯につきましては、主羽口より吹き込まれました酸素で、1600度以上に保たれ、灰分や不燃物を完全に溶融をいたします。で溶融分離帯及び湯溜まりでは、の高温燃焼溶融体で完全に分離された、生成されたスラグ、メタルが出湯口より排出されます。主に両社のガス化溶融炉の相違点につきましては、新日鉄につきましては、炉中部まで酸素のない状態で熱分解を行う。炉下部で還元雰囲気形成し、廃棄物の灰分及び不燃物を完全に燃焼します。それから溶融物につきましては、簡潔出湯と約1時間程度で出湯しているという状況でございます。JFEにつきましては、炉上部で燃焼空気を送風し、高温の還元雰囲気を形成し、炉下部では再度、空気を送風し、灰分及び不燃物を完全に溶融する。溶融物につきましては、連続出湯ということになっております。

次に、右の表でございますが、石炭コークスとバイオコークスの比較について、ご説明申し上げます。まず、石炭コークスにつきましては、原料は石炭、製造工程は石炭を1度粉碎したあと、約1000度で乾留するという状況でございます。バイオコークスにつきましては、原料は木材、リンゴの絞り粕などの植物性廃棄物、製造工程は植物性廃棄物を粉碎したあと、乾燥を行い、約200度ぐらいで形成を行っております。

次に、化学分析でございます。まず、はじめに、石炭コークスそれから茨木市の環境センターで行いましたバイオコークスそれから盛岡・紫波地区環境施設組合の清掃センターで、実施されています原料といたしましては、茨木につきましては木材で、盛岡市の環境センターにつきましては、リンゴの絞り粕という状況になっております。まず、水分につきましては、石炭コークスが約3%、バイオコークスが約7.8%、リンゴの絞り粕が約6.5%となっております。灰分につきましては、石炭コークス10%、バイオコークスが0.8%、それから盛岡環境センターで行いましたリンゴの絞り粕については2.8%、それから揮発分につきましては、石炭コークスが約5%、それから木材それからリンゴの絞り粕とも80.5%という形になっています。固定炭素といたしましては、石炭コークスが85%、それから茨木市で行いましたバイオコークスにつきましては、18.6%、盛岡のバイオコークスにつきましては16.7%、それから低位発熱量につきましては、石炭コークスが7300キログラムカロリー、茨木市が実証実験しましたバイオコークスにつきましては4189キロカロリー、盛岡・紫波につきましては、4008キロカロリーになっております。密度につきましては、1.0、1.3という形になっています。それから一番最後でございますが、一応今現在、飯塚市が購入しております平成25年度の平均単価で申しますとトンあたり3万1056円。それから、そこにバイオコークスと掲げておりますが、この前の10月26日の公開講座の方で、その話の中で約6万円から8万円というお話がでておりましたので、それを掲載いたしております。

以上、表のご説明を終わらせていただきまして、今回、茨木市の実証実験につきましては、試験方法といたしまして、石炭コークスの代替として使用できるかどうかの試験方法について、安定操業を目指した中で、ごみ処理施設の稼働の炉にバイオコークスを10%から30%以上

投入し、石炭コークス投入量の調整を行いながら、炉内の燃焼状況を注視し、溶融物温度により判定するというようになっております。設備の改造につきましては、従前使っておった副資材を入れるホッパーを再利用した関係で、供給ラインについては一応改造したということですが、大きな改造は行われておりません。バイオマスを投入することにより、石炭コークスの使用量を削減できたか。また、バイオコークスを使用しても炉内を良好な状況に保てるか。具体的には炉内状況の出湯出口の溶融温度で判断されております。茨木市では、今回の試験結果にデータに基づく総合的評価といたしましては、バイオコークスを投入することにより、溶融物の温度が商品化されるスラグを取るための必要温度約1430度を下回ったため、石炭コークス、ブランクコークスという追加したコークスを投入しながら、炉内状況を安定させ、運転を実施したという状況でございます。試験結果でございますが、6月3日から6月4日に基礎的なベース、要するに石炭コークス、それから溶融温度のベースをとりまして、それが石炭コークスにつきましては、トンあたり43.8キロ、溶融物温度が1441度と、これをベースにいたしまして、条件といたしまして、6月5日の日にバイオコークス約4.1キロ、石炭コークス4.2キロを投入し、その状況見ながら、条件といたしまして、6月6日から6月17日の間におきまして、バイオコークス8.1キロ、トンあたり8.1キロ、石炭コークス使用料が48.6キロ、溶融物温度が1417度、試験前よりマイナス24度、条件といたしまして6月19日から6月23日までバイオコークスをトンあたり14.8キロ、石炭コークス使用料が50.3キロ、溶融物温度が1392度となり、試験前よりマイナス49度ということになっております。また、25日から7月2日まで、通常の稼働に戻しまして、石炭コークス48.2キロ、溶融物温度を1432度ということで、実証結果といたしましては、バイオコークスが石炭コークスの使用削減にはつながらず、石炭コークスの代替にならなかったということでありまして、その要因といたしましては、石炭コークスは乾燥、熱分解が完了しており、炉下部に到達した時点で羽口から供給される空気により、急激な発熱反応を起こすのに対し、バイオコークスは水分、先ほどご説明申し上げましたが、水分、揮発分が石炭コークスに比べ多いため、炉下部まで乾燥、熱分解されない状態で降下し、高温状態の必要な炉下部で乾燥、熱分解、吸熱反応と申しますが、をおこし高温域の温度を低下させると予測されるということでございます。ちなみに、先日、盛岡・紫波地区環境施設組合、JFEで実証実験をやったということにお伺いいたしました。その内容でございますが、まず今回、盛岡で行いましたバイオコークスの実証試験につきましては、地球温暖化防止の観点から石炭コークスの使用を低減する可能性のあるものとして、JFEガス化溶融炉において、バイオコークスの燃焼効率実験を目的にされたものでございます。盛岡・紫波地区環境施設組合では、ごみ処理施設の運転管理につきましては、JFEエンジニアリング株式会社に委託されており、今回の実証実験については、JFEよりバイオコークスの実証実験をするために、ごみ処理施設の溶融炉を借用し実施されたもので、環境施設組合としては関与をしてないということございました。今回の実証実験につきましては、平成23年4月から平成24年3月まで9回実施された模様でございます。内容につきましては、バイオコークスの原材料がリンゴ・もみ殻、それから一部RDF、それから木くず、それから木の実、ヤシ殻、それからココヤシ、木片等々をいろんな形の中で、実証実験されたというふうにお聞きしております。

以上のように、JFEとしてあらゆる原料を使用し、どの原料がバイオコークスに適用しているかという実験をされた模様でございます。原料の調達等につきましては、すべてJFEが行っているの、何処から入手、それから使用量についても不明であるということでございます。試験の実施にあたっての設備改造は行わず、コークスコンベアを活用して実施されたと。試験の結果につきましては、3点ほど問題があったというふうにお聞きしております。まず1点目が、バイオコークスにつきましては、溶融温度を維持するための温度が保たれなかったと。この温度を保つために、2点目といたしまして、石炭コークス1に対し、バイオコークスをそ

の2倍投入しなければならなかったと。3点目といたしまして、投入量が増量するため、最終処分場の埋立量が増加する問題等が発生するというふうに考えられると。その他といたしましては、バイオコークスの調達方法や単価等の問題があるとの意見でございました。今後のことにつきましては、バイオコークスの実証実験をする予定はないということで、一応先日視察を行いました盛岡・紫波地区環境施設組合報告の報告は以上でございます。

以上、ちょっと長くなりましたが私の方からの報告を終わらせていただきます。

委員長

説明が終わりましたので、道祖委員に質疑を許します。

道祖委員

説明ありがとうございます。それでですね、私が茨木に言った感想を言うと、私がちょっと調べた資料がありますので、委員長、その資料を委員の皆さんに配布させていただきたいんですけど、よろしいでしょうか。

委員長

ただいま、道祖委員から配布希望の資料につきましては、準備されておりますので、事務局配布させます。しばらくお待ちください。

暫時休憩いたします。

休憩 12:07

再開 13:00

委員長

委員会を再開いたします。

道祖委員

いろいろ説明していただきました。それでですね、まず、資料を出していただけてますからその資料を見て、JFEの製品と新日鉄住金の製品と何が違うんですか。何が違うということが言えるんですか。

環境施設課長

今、お手元の資料のところがございます炉の形態、図面を見ていただきますと、飯塚市の新日鉄製につきましては、ごみと、それからコークスと石灰石を入れまして炉の上部から、要するに無酸素状態、詰まった状態でごみを上段の方で可燃性ガス、それから可燃物を燃やし、一番最後で要するに不燃物等を溶融すると。ガス化溶融炉の大きな違いといたしまして、上段の方のフリーボード部、ここの部分が要するに燃焼室になっていると。その燃焼室の中で、ある程度燃焼し、それから一番最後のところに、この辺は飯塚市と同様なんです、空気を入れて溶融すると。基本的に今回の実証実験の中で、新日鉄の炉につきましては、要するに炉の底部までバイオコークスの一番熱源を必要とするところで揮発性が多いというところで炉内温度が下がったと。ただし、JFEについてはその辺のところの揮発性の方が有効に活用したと。結果、実証実験が約20%弱ぐらいの実証が可能であったというところの違いじゃないかなというふうに認識しております。

道祖委員

私の認識とは全然違うんですね。というのは、私がお手元に配っていただいた資料を見てください。まず、これは1枚目はバイオコークス実機試験結果、茨木市産業環境部環境事業課からもらった資料です。これを見てください。これはあなたが説明した内容と同じものです。あなたがもってきたものと同じものです。これを見てもらいたいのは、まず写真が三つ載っております。バイオコークス搬送状況というのを見てください。これはどういうことかということ、まず設備の改良をやらず、副資材を投入するところからバイオコークスを投入したんですね。そういうことでしょう、あなたはそうして説明してますよね。そのとおりなんです。こういうふうに投入しましたよと。このバイオコークスの形を見てください。これはスライスされ

ているんです。わかります。物が燃えるときにですね、単純に言いますと、例えば、じゃがいもが1つありますね、どういうふうに言ったらいいのかな。じゃがいもを1つ揚げるよりポテトチップス、スライスして揚げる、どっちが揚がりやすいですかと言ったらスライスした方が揚がりやすい、単純に言えばね。だからスライスした物を入れると、J F Eのときにはスライスをしたものを入れたというふうにはなっていないはずなんです。だから、実験のあり方がまず違うんじゃないかということをお前はここで指摘したい。炉の形が違いますということですけども、それはちょっとあとに置いて。私もあなたが説明した説明をその所長から受けました、確かに。そのデータとしてもこの結果で、あなたがいったデータももらってあります。なぜ、J F Eの炉と結果が違ってきたのかなと単純に考えますとね、スライスをしているから、やはり下まで届かないんじゃないかと。これは新日鉄がいつも言っていたことです。炉底にバイオコークスが届かない。届かないからだめなんだって言ってたんですね。ところが所長はですね、炉上部から、ごみを投入するところから、以前バイオコークスを入れたら、それは着底した、羽口から見えましたということ言ってるんですよ。ところが、実証実験のときスライスした物を入れたら届かなかったと、届いてないと言ってるんです。だから、物の利用の仕方が違うんじゃないかと、だから結果が出てこなかったんじゃないかと。なぜ、それを言うかということですね、あなたが資料で出したバイオコークスと石炭コークスの比較が出てますね。これは固定炭素そのものはバイオコークスは低いんですよ、当然。だからこれを、固定炭素の低いものをスライスしてしまったら、熱カロリーが思うように上がってこない。これは普通のごみと一緒にしたいになってしまうから、途中で、燃料として入れたものがごみとして燃焼してしまう。その結果として石炭コークスの代用になってないんじゃないかと私は思ったんです。思うんです。あなたはこの画を出してくれてますけれど、二枚目の資料を見てください。この資料は高圧ガス化直接熔融炉におけるバイオコークス使用によるCO₂排出量削減、これは正式な資料です。きちっとした資料としてですね、出したやつですよ。これはどこにでも出してるんです。参加した人たち、J F Eエンジニアリングと日本砥研、大阪府森林組合、ナニワ炉研究所、近畿大学ですね。これを見るとですね、あなたは炉の違いをいいましたけれど、単純に言うと炉はね、あなたが出された炉で見ると、一番上の最後に燃焼用空気を入れるという画がありますけれども、この二枚目のCO₂排出量削減という資料によるとですね、2を見てください。高圧ガス化直接熔融炉の概要、これはですね、あなたがとうとうと新日鉄の直接熔融炉の説明をしましたけれど、それと同じことを書いてるんですよ。そうでしょう。時間が1時間あったから読んでみて、私はそういうふうに理解したんですけど。だから基本的なガス化直接熔融炉方式のゴミ焼却炉というのは変わらないんですよ。私はそういうふうに理解しますね、この説明から。私はこれを見て言っていますけれど、これは正式に出された資料として自信を持ってこれは出されてる資料ですから、私はこちらを信用しているんですよ。あなたはあなたで調べたやつを信用しているんでしょうけれど、ここは見解の相違ですけどね。そして、その結果としてこのデータで熔融が可能だって言ってるんですよ。それと、あなたはいろいろ資料を出していただいて、盛岡・紫波地区の環境施設組合は関与してないけれど、問題点を3点上げたって言ってましたね。その3点は何かと言ったら、石炭コークスに比べて、バイオコークスは2倍入れたとかいうことを言ってましたね。それは初めからあたりまえって言ってるんですよ。何でかと、あなたが出した資料から分かるじゃないですか。低位発熱量というのがないじゃないですか。熱の等価交換ということをお前は言ったときにはですね、1に対して0.5のものだったら量は倍にしなくてははいけないんですよ。これは初めから言ってることなんです。12月の一般質問のときから言ってる内容ですよ。熱カロリーがそういうことだったら倍入れるということですよ。それとあなた、よくわかんなかったんだけど、3点問題があるとかいうことを聞いたということをお前は言いましたよね。その1点目が倍入れなくてははいけない。それとね、埋立地が多くいると言いましたよね、なぜ多くいるんですか。あなたが出している配分

のところを見てください。石炭コークスだったら灰分は10ですよ。バイオコークスは、リングの絞り粕と言われてるやつで2.8ですよ。これは灰分が多いということは残量が多いということじゃないんですか。配分が、この数字が多いほどフライアッシュ、埋め立てに使うときはフライアッシュでしょう。埋立地って言いましたよね、あなた。灰分が少ないのに何でフライアッシュがふえるんですか。そこがわからない。説明できますか。それともう1点なんか言っていましたけど、それは聞き取れなかったんだけど、材料の安定供給のことですか。安定供給が確立できてないということですか。それはそのとおりですよ。だって、プラントは森林組合と今できているのは横手にちょっと小さいやつができたという状況でしょう。その辺3点がよくわからないから再度、不安材料を、私は不安材料じゃないと思ってるけれど、そのところをもう一度説明してください。

環境施設課長

盛岡・紫波地区の担当者とお話した中で、3点ほど、先ほどをお話しました。まずはじめに、バイオコークスの熔融温度を維持するために温度が確保できない。それから2点目といたしまして、その発熱、要するに温度を保つために石炭コークス1に対してバイオコークスを2倍投入しなければならなかった。それと、バイオコークスを2倍に投入するということで、増量すると、投入量が、そのことによって最終処分場の埋立量の増量に問題が発生するということではないかと、いうふうにお聞きしております。それから、最後の1点につきましては、バイオコークスの調達方法、それから単価等の問題の意見があり、盛岡・紫波地区については、バイオコークスの実証試験の予定は今のところ考えていないということで、お話を聞いて帰ってきております。

道祖委員

導入の話はどうでもいいんですよ。私がいいよるのは実証実験の話をしてるんですよ。実証実験のやり方が違う、そして実証実験が成功をしたところを聞いたら、成功じゃない、あれはだめだと言ってるけど、あなたが言っている3つの不安要素というのは、それはわかってることなんです。材料の安定供給、つくりようところは今ないんです。近大がプラントを持っているのが、北海道の恵庭と、そこで技術を蓄積してる。そして実現してるのが大阪府の森林組合、それも資料をつけておりますよ。だから実証実験をやった段階ではそれはなかったんですよ。だから、聞いている内容については理解しますけどね。だけど、それをうのみにして駄目でした。そういつてますよといったらですね、すべて否定するようになるじゃないですか。でいうならば、あなたはコストが高いとかいうことも資料に書いてます。あなたは12月議会のときの質疑を聞いてますか。この質疑をしたときに、経済産業省北海道経済産業局が平成23年2月に平成22年度地域経済産業活性化対策調査事業バイオマスの燃料利用ルートマップ作成調査を作成して、その中で代替60%だったら、これは補助金等があれば、経済性を確保できるというのは明記されておりますよということを言って、僕はこのバイオコークスについての取り組みをやっていったらどうかということを提案してるわけです。なおかつ、言っているのは、大阪のここに書いてる森林組合制のやつを言ってますけれど、森林組合の、これは何て書いてます。資料3枚目に渡してるでしょう。3枚目、4枚目で。これは目的はCO2の削減も言ってるわけですよ。ただ、清掃工場でバイオコークスを使ったらどうかというのは、ただ石炭コークスの代替で使ったらどうですかと言ってるだけじゃないんです。それを使うことによる目的を言って、トータル的に考えたときにトータルコストはペイするんで、石炭コークスと一緒に程度になるんじゃないかということも言ってくるわけです。それは何かというと、環境、CO2の削減ですよ。これを言ってくるわけですよ。だから、あなたが今調べてくれた資料によると、高く使えませんよと一所懸命と言っ言訳してるような感じがするんですよ。使うがためにどうしたらいいかということは何も言ってないんですよ。この盛岡・紫波地区の環境施設組合でどのようにバイオコークスを投入しましたか。

環境施設課長

実際に、バイオークス本体を見た、そのときはございませんでした。ただ、バイオークスの投入方法につきましては、茨木市と同じ要領で副資材の供給ホッパーが存在したと、それを利用した形の中で、バイオークスとそれと石炭ークスという形の投入を見ながら実証実験をやったというふうには聞いております。

道祖委員

それは茨木の話でしょう、今言ったのは。紫波もそうしたの、そういついたの。

環境施設課長

紫波についても同じ供給、新たなですね、要するに……

道祖委員

紫波も副資材を投入するところを使ったと、そしたらそれはバイオークスは大きさはいくらかのやつだったんですか。

環境施設課長

実際にですね、いま横に写真には掲げておりませんが、今道祖委員の資料の要するに、バイオークス使用によるCO₂削減の中で、バイオークスの外観ということを出されておりますので、バイオークスとはこういうふうな形、長さ的なものを使っておられるんじゃないかなというふうには想定いたしております。

道祖委員

あのね、私は残念なことに盛岡・紫波地区には行政視察をしておりません。どういう形で投入されたか、確認してませんので、改めて私確認してきますけれどね。私が思うにですね、先ほども言いましたように、薄くスライスしたものを入れてもですね、熱カロリーは上がらないと思いますよ。大学の先生とお話ししたらですね、飯塚で炉の上から入れたらいいですよということ言われてるんですよ。紫波地区においてもですね、副資材を入れる所から入れたかもわかりませんが、要はごみの量に対して、バイオークスと石炭ークスをどの配分で入れるかなんですよ。入れる方法を考えたら、もともと画に書いてるように、あなたが示している画に書いてるように、これはごみの投入口からも入れられるんですよ。必ずしも副資材の投入口から入れなさいという話ではないと思いますよ。ただ、その計量の問題があるかもわかりませんがね。24時間稼働でどうやって計量を確実にデータとしてとるかということはあるかもわかりませんがね、それが方法論ですよ。やる気があるかないかだと僕は思ってるんですけどね。だから実証実験をやるならば、私は飯塚の炉で、飯塚は幸いなことに90トン、2炉ですよ。常時稼働は1炉でしょう。1炉空いているわけでしょう。だから、やるだけやってみませんかということはこの1年間言ってきたて、あなた方は茨木市の実証実験の結果を見て言うと。しかし、実証実験の結果として私がいくらあなたと、あなたは茨木市のデータが正しいというけれど、私は大学の先生たちと一緒に出してデータの方が正しいと思ってるんですよ。その見解が分かるからですね、1回やってみたらわかりますよということ言ってるんですよ。はじめから、二酸化炭素の低減とか、市内で発生する樹木の剪定とか、竹林の処理とか、竹の処理ですね。そういうことを考えていたらここでつくって、実証実験やったらいいじゃないですかということ提案してるわけですよ。けれど、バイオークスをつくることはね、つくってから実証実験というわけにはいかないでしょうから、この大阪の森林組合でつくっている、一番後ろにつけている、これは大阪府の森林組合なんですよ。バイオークスのこういう正式な補助金等ももらってやっているところです。ここに書いてるようにこれも一般質問で言ってきましたけれど、すでに、ここに書いてますよ、堂々と。現在、トヨタ自動織機・東知多工場において実証試験で利用されてます。バイオークスを燃料に製造される自動車部品ということで、オープンになっているんですよ。これもそうですけれど、今年の12月にいったように、環境省からですね、二酸化炭素低減でこういうふうなグループが取り

組んでるということで、表彰も受けているんですよ。その実態を踏まえてですね、私聞きました。トヨタにはどういうものを納入してますかと。そしたら、ここで作ってるプラントから出てくるやつ、直径10センチで、大体長さが10センチから20センチ前後のものを、そのまま向こうの規格に合わせて使っていただいていますということなんです。それがあつたらできているんですよ。ただ、どういう形の炉で使ってるかというのは、鑄鉄と聞いてますので、キューボラですから、形がよくわかってませんけれど、だけど使って、ものはやっていますよということなんです。それを再三言ってるんですよ。毎回毎回言いますけど、実証実験を待った結果できませんでしたからできませんと。本当にできなかったのかということ、あなたは答えてるけど、資料見るかぎりじゃスライスしたもので、できるわけないじゃないですか、理屈。向こうの所長がちゃんとその上から入れたら、再三言いますけどね、炉底まで届いた、羽口から見えたと言っているんですよ。スライスしたものは見えないですよ。見えなかったと言ってるんです。やり方に問題があるんじゃないかということ言ってるんですよ。大学の先生の見解もそうでした。再三言いますけれど、じゃあ、去年の12月の一般質問をかけたときに、先ほど言いました北海道の経済産業省のですね、資料があるわけですよ。それを全部否定しますかという話なんです。そこでは60%、採算ベースに乗りますよと公式でしようと、僕は言っているんですよ、それをいままで。あなたが言っているのは、この北海道で確認が取れたやつだって、うそだと、問題はあるんだということ、国の資料を否定してるんじゃないですかとなるんですよ。そこに示したように、JFEが出してる資料についても、これは問題があるということをお前は言ってるんですよ。だけど、実験結果はこれを堂々と業界には出しているんですよ。業界、学会にも出しているんじゃないんですか。大学も出してると思いますよ。それでパンフをつくってからずっとやっていますし、私も委員会でも、恵庭に行ってから内容も確認させていただいています。ほかの委員さん、どういう感想を持ってるか、ちょっと私は聞いておりませんけどね。それから思うとやる気はあるんですかと言うことをこの1年間言ってるんですよ。どうですか。課長答弁じゃ駄目かもわかりませんね。課長はもう言われた内容でやってただけでしょうから。

市民環境部長

やる気あるなしをお答えする前に1つだけ申し上げておきますけども、質問委員さんがおっしゃいますとおり、私も市民環境部、環境部所でございます。その点から申し上げますと、将来にわたり、このCO2削減に取り組むということについての方向性はですね、国を挙げて県、市町村は間違いのないところだと思っております。それを踏まえた中で、今回ご提案がござりますこの実証実験につきましても、そういった観点の中で担当課長をはじめとして、それぞれの市または組合の方に出かけて、それぞれの行った実証実験について報告なり、また質疑をしてきてはおりますけども、その中で明らかに、実証実験は実証実験としながらも、今後先ほど言いましたCO2削減に向けて、それなりの所要の費用をかけながら、これが果たして飯塚市にとって今の現状のこのクリーンセンター中で、果たしてできるのかということをお考え合わせますと、非常に財政効果の面からも見ても、また先ほどの質問委員のお話の中にもござりました、原材料と申しますか、バイオコークスの安定した供給、またはそれをバイオコークス自体にするプラントの諸問題等々を考え、また先日も今後の環境施設のあり方、飯塚市としては一定の方向づけをいたしておりますけども、そういったものを総合的に判断いたしますと、現時点では非常にこの取り組みは難しいというふうに考えております。

道祖委員

私がこれを提案してるのは、全国でもですね、多くの都市があります。一般質問の中で都市間競争の話も出てました。ただ、私はその中でなぜこれを一所懸命言ってきているかというのは一般質問で言ってきましたけど、まず材料は地元にある、それを使う場所はある、直接溶融炉というやつがある、それと近畿大学というのがある。この3つがそろってるところは全国で

もここしかないんですよ、飯塚市しか。だから、高所に立って取り組んでいく方が私はよろしいんじゃないですかと言ってるんです。だけど、その前にこれが実態として使えるか使えないかというのは、初期投資のことを考えたら設備とかそういうものをつくれとか、まずは言っていないんです。バイオコークスそのものが使えるか使えないかという事実をやってみませんかということ言ってるわけです。だから、あなた方が実証実験をやるといふなら茨木のやつを見るならいいと、見てきて結果を聞くのはいい。その結果を聞きましたよと、聞きましたけどやり方が違うんじゃないですかと僕は言っているんですよ。二酸化炭素の低減は取り組まなくちゃいけない。飯塚は日本の中でその3つの要素がそろってる。それで実証実験だけやって、効果が出るか出ないかまずやってみたらいいじゃないですか。そして、その中で二酸化炭素の低減に寄与するということ言えば、これは全国に発信できると思いますよ。そういうことをすることが地域間競争の中で勝っていく。なおかつ、もしそれがうまくいったとしたときに、産学官で仕事をしていくという形になっていったら、これは別の意味ですね、やはり飯塚市というものは、二酸化炭素を産学官で取り組んだ。これは全国発信ですよ。世界にも発信するかもわかりませんよ。そういう観点から物事を進めていかないと、できないから実例がないから、できないから、そればかり言ったら何も進まないですよ。金がありませんから何もしません。しかし、二酸化炭素の問題は、今環境の代替エネルギーの問題は、これは世界的に大事なところに来てるんじゃないですか、特に日本では原発の問題がありますから。あらゆる代替エネルギーを考えていく。国もその方針でしょう。だったらなぜ、積極的に取り組まないんですかということ言っているんです。取り組みましようよとこの1年間言っているんです。だから一歩ずつ話を詰めてきているわけです。はじめからやりませんと、そんな行政のあり方でいいんですか、部長。副市長はこれは時間をかけて取り込んでいくということを一般質問で答弁してるんです。部長はもうしないということですか。

市民環境部長

先ほど言いましたように、環境の面で申し上げますと、当然市として取り組むべきという判断は何ら変わりはありません。しかし今をとらえたときに、それが費用面から見ても有効なのか、どうかの判断については、非常に難しいところがあるということでございます。まして、それぞれの施設の状況を聞きあわせながら、現実に、前々から当クリーンセンターの運転管理をしていただいておりますNSESとも、担当課長をはじめ担当者等が、この件についてもやり取りいたしておりますし、実証実験に向けての話し合いも進めてまいりました。しかしながら、その中でまだまだ明確にされていない部分があるところで、例えば先ほどもそのバイオコークスを炉の中に入れるやり方ですか、そういったものも今ご指摘もございましたけども、それ以外にも飯塚市のこのクリーンセンターにおいては、バイオコークスの貯蔵施設といいますかホッパーあたりも別につくらなければならないだとか、この搬入過程における施設の設備投資もいるとか、その辺につきましては、大雑把な金額でございませうけども、数千万から数億かかるという話も出ておりますし、その辺が明確にまだされてないこともありますし、それはその大がかりな取り組みなのかどうかも、ちょっと私のほうで報告をまだ受けておりませんが、そういったいろんなものをですね、勘案した中では、今後それを確実に新たな取り組みとしてやっていくと考えときには非常に難しいのかなと、実証実験のみだけで終わらせる分についてはですね、可能な部分もあるかもしれませんが、ということでございます。

道祖委員

だったら、実証実験やってくださいよ、可能かなというんだったら。まず、実証実験をやってどっちが正しいかはっきりせんと設備投資なんてできませんよ。はじめから、ほかのところの実証実験を見て駄目だということ言ってますけど、大学の先生と話したら条件が違うとやり方が違うと言ってるんですよ。だから、先生と相談をしてですね、やってみて大学側の見解が間違っているなら間違っているで構わないんですよ。今出てる内容でいきますとこれは、北

海道の通産省が認めてるように、北海道の方ですね、データが出てるようにやれると言っているんですよ。採算ベースに乗ると言っているんですよ。環境面にも優しいと言っているんですよ。けど、だれも手を挙げてない。そこには何か問題がある、設備投資する問題があるんだろうとそれはわかるんですよ。けど、飯塚市が先ほど言ったようにね、やるだけの価値はあるんじゃないですかと言っているんです。だから、実証実験をやってみませんかと言っているんです。ほかの所で実証実験をやるんじゃないかと、実証実験のやり方が違ってると思っていますから、大学の先生と相談しながら、新日鉄と一緒にやってやればいいじゃないですか。やってみてそれから、これはやれると判断するならば、それから設備の改善費用とか、バイオコークスをつくる製造元とか、貯蔵とか、そういうことを考えていけばいいと思いますよ。貯蔵の話やら細かくなりはじめたらね、細かく入っていかざるを得なくなるんですよ。僕は見てきているから、先生と話をしているから。あなたはその実際、炉を動かしている担当者としてね、これは支障のないようにやらなくちゃいけない。けどそれは、日常的に当たり前だと言っているんですよ、僕は。それよりも1歩進んだ形でやっぱり飯塚市が取り込んでいくことが、飯塚市の将来に寄与するんじゃないかと、評価に値するんじゃないかということ言っているんですよ。あなたも実証実験をやることは可能だというような答弁されてますから、であるなら、実証試験だけやりましょうよ。副市長、どうですか。大学と相談してから、1年経ちましたよ。

副市長

いまここでもらったバイオコークスの加工場、ものすごいと正直言って思っております。今言われた実証実験はですね、この大阪の森林組合がつくったコークスをこちらに持ち込んできて、それをどういう大きさをやればいいとか悪いとか、そういうふうな実証実験はですね、私はこれは可能であろうと。ただ、それについてはもちろんうちの方で指定管理を受けている新日鉄の子会社の方と、大学の先生あたりと、じゃあその量をどれくらいにするとか、大きな倉庫をつくって受けるとはいきませんから、例えば何日か分をですね、適当な時期に、夏場がいいとか、本来から言えば季節によって多少使い方がかわってくるかもわかりませんが、まずはあそこから持ってくれば、どの程度運搬がかかるかわかりませんが、そういう形でもってきて、うちの炉が燃焼実験で、実証実験がそういうものは私はそれはある程度可能ではないかなというふうに思っております。それについては、先ほどの担当と少し意見が分かれてるんですが、チップになっておるとか、いや厚さがあつたらいいんだとかいう議論もあっておりましたが、その辺も含めてもう一回、担当の方からよく、茨木あるいは盛岡のほうに確認させてですね、その持ち込んだのがどういう形で、どういうふうに切つてその厚さになるのか、私もよくわからんとですけど、棒状で入ってきたのをどういう形でその厚さに切るとかですね、そういう機械がいるのか、いないのか。はじめからその厚さ切つて、10センチぐらいで持ち込めるのかどうかとか。そういうことは細かい話ですが、とりあえずうちの炉で燃やしてみても、ただ最終的に燃やすことは可能だとわかって、じゃあ、その次はどうかということになると、先ほどの担当部長と課長が言っておりましたように、このコークスの加工場を見るだけでも、ちょっとある意味では、こんなにその大変な設備投資があるのかなと正直思っておりますけど、これはそうなると飯塚市だけでは片付かない、全体のこれを使うところをもっと広げるとか、広域でするとか、先々の展開は別として、燃やしてみても、きちとしたその熱量が確保できるとかですね、その辺でCO₂はそのように減るんだと。環境問題といま担当部長もいいますように、そういう非常に大事な問題ですので、この大阪府森林組合の高槻バイオコークスですか、ここからどの程度あれば1週間分ぐらい燃やせるとか、何とかいう分ですと、実証実験をすることは、これは可能だというふうに思っております。

道祖委員

可能であるなら、ぜひ早期に実証実験をやっていただきますようお願いいたします。もし必要であれば、大学の先生等にはお話をさせていただきますし、来てもらって、関係者とお話をさ

せていただくように打合せはお願いしても構わないと思いますけれど。

副市長

ちょっとすいません。このコークスは、その一定の長さはあるんだろうと私は思っておりますが、この形でたぶん製品が出てくるんでしょうけど、それをどういう形でやるとか細かいのはですね、その点はまた、担当の方とよく先方の方と打ち合わせるなり、どういう手順がいるのかというのは詰めさせていただいて、週のうちのある時期を見定めて、1週間なり2週間とか10日ぐらいであれば量もそんなにならないだろうし、それで1度その結果をですね、実証実験をやってみるといふことで、ぜひ検討してみたいと思っております。

委員長

他に質疑はありませんか。

上野委員

実証実験をやられるということで、CO2削減なり、産学官というご指摘があったように、成功すればすばらしいことだなと私も思っておりますが、1点高いので、先ほど委員から提案がありました国からの補助もあるんじゃないかというご指摘がありました。このバイオコークスを使うことによって、ごみ袋の料金に影響があると、新たな市民負担がふえるかもしれないとかというような懸念がある場合は、僕らいくら議員として意見を言っても決められるのはもう行政、執行部の方なので、そこはきちんと市民にご説明なりを事前に時間をとっていただくようお願いをしておきます。

副市長

もちろん今から精査しなければわかりませんが、先ほど私が言いましたように1週間か10日分ぐらいであればですね、例えば市民のごみ袋に転嫁するとかいうことは決して考えておりません。本確定になったら当然それはいろんなコスト、先ほど担当課長が言いますように、この材料をどういうふうに安定供給するかというのが大きな問題であろうし、もう一つつけ加えれば、質問者に大変失礼ですけども、例えば質問者のとおりであれば、効果があって非常にいい国の補助金があれば、本来から言えば、これだけ地球環境が叫ばれているのであれば、私はこの大学と溶融炉とそういうものがそろっているのは飯塚というふうにある程度人口はたいしたことはないですけど、条件的には恵まれていますけど、溶融炉を持っているところはたくさんございます。であれば、もう少しこのバイオコークスというのは、基本的に私はもっとどんどんこう普及していてもいいのじゃないのかなと、意外と思ったほど普及していないところも何かあるのかなということも、片方では実証実験しようといいいながらも、そういうのはちょっと不謹慎かもわかりませんが、何でそんなにこう思ったほど進まないのだろうかというのは、やっぱりある程度その費用の問題もある、もちろんCO2という大きな問題はありますけども、その辺との兼ね合いがある。ただ、私が今言いますようにうちの炉で果たして、燃やしてみてもきちっと、そういう結果を知るといふことも、また1つのことであろうと思っておりますので、そう意味で、もちろんそれはごみ袋には決して市民負担をかけないということをやりたいと思っております。

委員長

他に質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件については調査終了とすることに異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本件は調査終了とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。

案件に記載のとおり、執行部から、5件について、報告したい旨の申し出がっております。報告を受けることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。

「飯塚市教育委員会事業評価結果(平成24年度分)について」の報告を求めます。

教育総務課長

飯塚市教育委員会事業評価結果(平成24年度分)について、ご説明申し上げます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条の規定に基づき、平成24年度に実施した事業の管理及び執行状況について、点検・評価を行いましたので、その結果を報告するものでございます。配付しております「飯塚市教育委員会事業評価結果報告書」により説明をさせていただきます。

報告書の1ページをお願いいたします。ここでは、本報告書を作成している目的等を法の規定を抜粋して掲示し、教育委員会の組織、構成などについて掲載しています。

2ページから4ページにかけて教育委員会会議の開催状況や、研修会・学校訪問などへの参加状況等、主な活動状況を記載しております。

4ページをお願いします。「平成24年度事務事業評価」「点検・評価について」は、飯塚市教育施策要綱に掲げた主要施策を達成するために取り組んだ主な事業を点検・評価の対象とし、各事業の達成状況について、外部評価者2名の方から、A：達成している、B：概ね達成している、C：課題がある、D：事業見直しが必要の4ランクで評価をいただいております。また、この評価をいただくにあたり、評価者と各担当部署との間で、事業毎にヒアリングを実施し、事業内容等の詳細について意見聴取を行った上で2名の合議のもとに評価いただいております。

5ページをお願いいたします。「全体評価結果」については、事業全体を通しての第三者の意見を外部評価講評として、それぞれ2名の方からご意見をいただいております。

7ページをお願いいたします。ここでは、学校教育分野10事業、社会教育分野10事業の計20事業を点検評価の対象とし、それに対する集計結果を記載いたしております。その結果、A達成が10事業、B概ね達成が8事業、C課題があるが2事業、D事業見直しが0という結果となっております。

次に、8ページをお願いいたします。「取組施策別評価結果」でございますが、事業ごとに所管課と評価者がヒアリングを実施した際の評価者の意見を記載しているものであります。

8ページから11ページまでは、学校教育分野の10事業を、12ページから15ページまでが社会教育分野の10事業について、それぞれ評価結果を記載しております。内容の説明は省略させていただきます。

次に17ページから36ページにかけて、各所管課において作成しました「点検及び評価シート」を20事業分添付しております。この点検及び評価シートにつきましては、事業等の目的・内容・目標値、また取り組み状況や成果、今後の方向性等を所管課において自己点検・評価し、外部評価をいただくにあたりまして、このシートにより評価いただいたものです。最後に37ページから41ページにかけて、平成24年度の教育委員会会議における議案等の一覧表を資料として添付しております。

この事業評価結果報告書につきましては、議会へ提出するとともに、市民の皆さまにも市のホームページ等で公表し、ご意見をいただきたいと思いますと思っております。

以上、簡単でございますが報告を終わります。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「微小粒子状物質（PM_{2.5}）に対する「注意喚起」について」の報告を求めます。

環境整備課長

微小粒子状物質（PM_{2.5}）に関する注意喚起の判断方法が追加になりましたので、ご報告いたします。

資料1ページをご覧ください。PM_{2.5}に関する注意喚起は、1日の平均濃度が70マイクログラムパー立法メートルを超えると予測された場合に福岡県が行うこととなっております。従来は、その判断を午前5時から午前7時までの1時間値の平均値が85マイクログラムパー立法メートルを超えた場合に、午前8時を目途に行っておりました。

今月4日、注意喚起の判断を従来の早朝の判断に加え、午後の早い時間にも行う旨県から通知がありました。これは、午前8時以降に濃度が上昇したことにより、結果として1日の平均濃度が70マイクログラムを超えた日があったため、このような場合に対応するための措置であります。今月6日より、午後からの活動に備えた判断として、午前5時から午前12時までの1時間値の平均値が80マイクログラムを超えた場合にも、1日の平均濃度が70マイクログラムを超えると予測し、午後1時を目途に注意喚起を行うことが追加されております。

資料2ページをご覧ください。PM_{2.5}の注意喚起は、県内を4つの地域に分けて地域毎に行うこととなっており、飯塚市は筑豊地域に区分されております。筑豊地域に設置されている測定局（直方市、田川市、香春町）のうち1測定局でも基準値を超えた場合、筑豊地区の市町村すべてに注意喚起を行うこととなっております。この測定局につきましては、飯塚市内に測定局が設置されていないため、市民の方からより正確な情報を求めて、飯塚市内にも測定局を設置してほしいとの要望が多く寄せられておりましたので、今年7月に県知事に対し飯塚市内への測定局の設置について、積極的に検討していただくよう要望いたしております。

現在、県において設置場所、設置基数等について検討されているとのことです。

資料3ページ、4ページをご覧ください。本市のPM_{2.5}の注意喚起時における対応マニュアルでございます。県から注意喚起の連絡が入りましたら、各部代表の連絡員に部内の各課連絡員への連絡を依頼します。連絡を受けた各課連絡員は、所管する施設や関係団体に注意喚起の連絡を行うこととなっております。注意喚起の内容は、「屋外での長時間の激しい運動や外出はできるだけ控える」、「窓の開閉は最小限にし、外気をできるだけ室内へ入れないようにする」ことを周知します。最近では、今月6日の金曜日にかなり濃度が上昇し、飯塚市でも遠くがかなりかすんで見える状況となっております。一時的には70マイクログラムを超過しましたが、注意喚起の判断基準を超えておりませんので注意喚起は行われませんでした。また、最近では市民の方から問い合わせはあっておりますが、PM_{2.5}は毎年冬から春にかけて濃度が高くなる傾向があるため、今後注意喚起が行われましたら対応マニュアルに基づき迅速に対応してまいります。

以上で報告を終わります。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

江口委員

測定局についてなんですが、県知事の方へ要望したと、7月の段階で要望したというお話がございました。県に要望するのもひとつではあります。ただ県がどうしてもつけないというふうな判断をしたときに、市としてどういったことをやれるのか。それを考えると、費用等々については当然のことながらお調べであると思っております。まず、そこら辺の設置費用並びに運用

に関わるランニングの費用がおよそどのくらいになるのかお聞かせいただけますか。

環境整備課長

費用については3月、たしか3月議会だったと思いますけども、その中で質問がございまして一応約1千万円程度かかるというふうにお答えさせていただいております。申しわけございませんけども、ランニングコストは県が維持しておりますので今現在で、ランニングコストのほうは私のほうでは存じ上げておりません。

江口委員

7月の要望で来年度の予算にのっけられるかどうかというのが、多分今ぎりぎりの瀬戸際なのかなと思っています。そして、県の予算にのらなかった場合、市としてはどのように対応するつもりですか。

環境整備課長

今の段階で市で単独で設置するという事は考えてはおりません。

江口委員

この部分に関しては、やはり、これだけニュースになりながら市民の皆さま方も関心が高いところであると思います。その中でどうやって守っていく事を、市民の健康を守るということを考えていく中で、本当にね、県がつけないといったときにそれでいいのかどうかに関しては、十分考えていただきたいということをお願いしております。

委員長

他に質疑はありませんか。

上野委員

注意喚起が出たときには、窓の開閉は最小限にして外の空気をできるだけ室内に入れないようにしましょうと。市内のこども園、小中学校へのエアコン等の設置が、いつかの時点で必要になるんじゃないかなと思いますが、この点どのようにお考えでしょうか。

教育総務課長

エアコンの設置につきましては、一般質問等でご意見をいただいたところでございます。最近の新聞報道によりますと福岡市におきましてはですね、PM2.5の影響等も含めて検討しているという報道もあっております。そういう報道がっております。市内の各学校の温度状態等も調査を再度するような形にしておりますので、併せまして、さまざまな検討も行いたいというふうにお考えしております。

上野委員

私が以前お聞きしたときにランニングコストが、たしか1億円近くかかるというふうにご答弁いただいた記憶があるんですが、福岡市の発表では3億円ということでしたが、学校の数と教室の数もものすごく違うのに、飯塚市だけそんなに電気代が高いんですか。もう本当、これは時間の問題でつけなければいけなくなると思ってらっしゃると思うんですけど、電気代もどれくらいかかるか精査していただいて、1年じゃ全部つけられないんですから、これの順番をつけるとなると、やっぱり、また大変な苦勞されると思うので、もう早めに、前向きに取り組んでいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

教育部長

まず、1点空調機をつければ、外気の導入がなくなるかといいますとこれは外気の導入はございます。空調機をつけることが、即このPM2.5対策につながるということは、どの程度効果があるのか、それを検証する必要があるかと思っております。それから先ほどの福岡市の情報につきましては、私ども新聞上ではございますが情報をつかまえておまして、早速ですね、ランニングコストにつきましても、議会の方へもご質問に対しご答弁をさせていただいたことがございますけれども、正確な把握を再度ですね、検証するということも内部的に今指示をして進めておるところでございますし、福岡市の方の情報をもう少し詳細に教えてい

ただくように今、しておるところでございます。

上野委員

今おっしゃられた、空調機をつけてもPM2.5を完全にシャットアウトできないんだというお話ですが、じゃあどの程度シャットアウトできるのか、先ほどのバイオコークスじゃありませんけど、検証、実験なりなどはしていただけるんですよね。

教育部長

課長の答弁のとおりでございます、検討をさせていただきます。

委員長

他に質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「迷惑行為防止条例の検討状況と市民意見募集の実施について」の報告を求めます。

環境整備課長

迷惑行為防止条例につきましては、迷惑行為全般について、関係各課による会議を開催し、平成24年2月の会議で空き家対策に関する条例を先行して制定することとなり、空き家以外の迷惑行為については協議を続けることとなりました。迷惑行為防止条例検討会議は平成24年3月26日から協議を開始し、このたび「(仮称)飯塚市生活環境の保全に関する条例(素案)」をとりまとめました。

協議の方向性として、対象とする迷惑行為の種類を、市の実情に合わせて整理するべきではないか。苦情の少ないものは何らかの方法で対応できていると判断し、実際に市に苦情が多く寄せられているものに絞らねばならないか。との議論になり、市に寄せられている苦情の種類ごとの件数を調査いたしました。

調査結果を1ページ「資料1」にまとめておりますのでご覧ください。検討の中で「落書」や「屋外広告物」については、実際に市に寄せられている苦情がさほど多くなく、対象外とすることといたしました。またこれらの、迷惑行為を規制するかについては、まず1番目に、他の法令に命令や罰則などの規制の定めがあるものは、そちらを活用して取り組むことができますので、規制の対象としないこととしました。しかしながら、苦情の件数が多く、市民の関心が高いと思われる迷惑行為には、規定を置くことを検討することとしました。他の法令に規制の定めがないものについては、条例の実効性の確保という観点から、行為者が特定できる可能性が高いものについては、規制の規定を置くこと、行為者の特定が困難であるものについては、理念規定を置くことを検討することといたしました。

以上により、苦情の件数が多く、条例案の対象として検討する迷惑行為の種類を黒丸を付した項目に絞ることとしました。また、そのうち、縦線で結んでおります最初の三つの黒丸は、「ごみの不法投棄」として、ひとつにまとめることといたしました。これら8種類の迷惑行為をどこまで規制するかについて、さきほど説明しました考え方で整理しました。

不法投棄に関する縦線で結んだ3つの黒丸については、法令に罰則の定めがあるため、規制の対象とはしませんが、苦情の件数も多く、行為者の特定も困難であると思われることから、理念規定をおくこととしました。

また、自動販売機に回収容器を設置する規定については、苦情の件数は多くはないものの、ごみの散乱防止の観点から、同様に理念規定を置いてもよいのではないかと結論となりました。

自転車の放置については、法令に罰則の定めがあること。行為者の特定も、ある程度可能であること。不法投棄と同様に取り扱うこともできることから、対象とはしないことといたしました。

屋外焼却については、国の法律、県の条例に罰則の規定があることから、対象としないことといたしました。

ごみ屋敷につきましては、ごみとしての認定問題や、行為者の認知症や精神障害のある場合も多いことなどから、条例で規制するというだけで対応するのが困難でありますので、関係各課協力の上、個別の状況に応じた柔軟な対応をしていくべきではないかという結論に至りました。

空き地の不適正管理については、他の法令に規制の規定がなく、行為者の特定も可能であることから、規制の対象とすることとしました。

愛がん動物の適正飼養につきましては、法令には、動物虐待や犬の放し飼いに特化した罰則はあるものの、苦情の来やすい不衛生な飼育等については、規制がなく、行為者の特定が可能であることから、規制の対象とすることとしました。

苦情の件数が多い糞の放置につきましては、法令には規制はありませんが、行為者の特定が困難であることから、理念規定を置くこととしました。

近隣からの騒音については県の騒音防止条例に規制の規定があり、また民事での解決の事例もあることから、対象とはしないことといたしました。

以上により、ごみの散乱防止・不法投棄にかかわる4つの迷惑行為と糞の放置については理念規定を、空き地の適正管理及び動物の適正飼養については規制の規定を規定することにいたしました。また、理念規定を置くごみの散乱防止や不法投棄、糞の放置については、キャンペーン活動など啓発の強化をあわせて取り組む必要があると考えております。規制の規定を置く空き地の適正管理及び動物の適正飼養に関する規制の程度につきましては、空き家条例との均衡も考慮し、今回、措置に関する命令の規定と、命令に従わない場合には氏名等を公表するとの規定を設けることとしました。

これらのことを条例の案としてまとめたものが、本日配布しております「飯塚市生活環境の保全に関する条例」の素案でございます。1条の目的の部分を読ませていただきます。

第1条、目的、この条例は、市民が健康で文化的な生活を営むことができる生活環境の確保に資するため、市、市民等、事業者及び土地の所有者等の責務をあきらかにするとともに、公共の場所等の美化の推進について必要な事項を定め、もって市民の健康の保護及び生活環境の保全に寄与することを目的とする。

11、12ページの資料6に各条の大まかな内容と、条例全体の流れを記載しております。また、パブリックコメントについても、条例制定前に行うべきと考えております。10ページから12ページに市民意見募集の資料の一部を添付しております。記載してありますように12月25日から1月20日の期間、本庁、支所、各地区公民館でご意見を受け付けるほか、市のホームページにも掲載いたしまして、FAXやメールでも意見募集をいたします。

その後、市民の方々等の意見を集約し、さらに慎重に協議をいたしまして、順調にいけば3月議会に条例の制定について提案させていただく予定にしております。

以上で報告を終わります。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「アメリカ合衆国サニーベール市との友好交流について」の報告を求めます。

総合政策課長

今お手元にA4、3枚綴りの資料をお配りしております。ご参照のほどお願いいたします。

本年5月、アメリカ合衆国、カリフォルニア州、サニーベール市が日本の自治体と青少年交流を通じた将来世代の育成を主目的とした姉妹都市交流を希望しているという情報が福岡県を通じてございました。これは、資料1ページにお示ししております。その後、福岡県サンフランシスコ事務所、これは同サニーベール市内にございまして、こちらの関係者を介して、サニーベール市側の窓口であります民間団体、サニーベール姉妹都市提携協会の代表者と、英語教育や国際交流を推進している飯塚市内小中学校の校長や嘉穂東高校の校長、並びに片峯教育長が情報交換や意見交換を行っていましたが、学校間交流の実現性が高まったことから、サニーベール市側に学校間交流を中心に交流を開始したいとの意向を伝えておりましたところ、10月末にサニーベール市側から交流を始めましょうということで資料5ページと6ページにお示ししております「友好交流関係協定書」が送られてきた訳でございます。

協定の内容といたしましては、両都市は共通の反映と生活環境向上のためいろいろな分野の観点から交流等の情報共有を始めること、両都市の指導者や関連部門の定期的な連絡をするなどとなっております。また、この覚書は3年間で自動的に失効するとなっておりますが、これにつきましては、まず3年間での交流を行い、その交流を評価しながら更新していきましようということでもあります。このような中、去る11月26日、医工学連携推進に関するシリコンバレー地域視察終了後に市長がサニーベール市を表敬訪問し、市議会において相互都市の友好交流に向けてのスピーチを行っております。サニーベール市議会では、今後両都市間の理解と友情が深まることをめざして友好交流関係を築いていく旨の決議がなされましたので、本市といたしましても、早速サニーベール市との友好交流関係協定書を締結し、まずは市内小中学校教育を中心とした学校間交流から開始したいと考えておりますので、ご理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

道祖委員

さきほど、委員会が開催する前に冗談で言っていましたけど、アメリカという国はどこにあるんですかと、カリフォルニアはどこにあるんですかと。その中でね、このサニーベール市というのはどこにあるかというのがね、ぽっと頭に、あなたは知っているから浮かぶでしょうけど、私の頭に浮かばないんですよ。こういう大事なことをするならば、ちゃんと地図ぐらいつけとったらどうですか。これはサンフランシスコとロサンゼルスの間にあるんでしょう、確か。よくは知りませんよ、私は。知りませんが、ただ、西海岸側にあるとかね、なんとかあってこの辺ですよ、ぐらいの地図はつけないと。じゃあ、交通手段は福岡から直行便があるんですとかね。サンフランシスコ国際空港がありますけど、ここに入るためにはどういう経路で入るんですか、とかね、質問したいんですけど、わかりですか。

総合政策課長

失礼しました。いま資料の、少しあの、地図をお付けすることをしておりませんが、資料の説明をもっと詳しくすべきでした。失礼しました。資料の2ページ目、3ページ目、そして4ページ目にサニーベール市との、これは外務省のサンフランシスコの日本国の総領事館が発行したその当時の資料でございますが、ここに市の概要を付しておるところでございます。すみません、地図は添付しておりませんが、北カリフォルニアにございます、サンフランシスコからここは近いというふうなことで市の概要等も付しておるところでございます。併せて、市の歴史も果物の生産を始めておられたところがですね、いまはITを中心とした産業都市になっておるとい、都合14万人の都市というふうな状況でございます。失礼しました。

道祖委員

あのね、シリコンバレーの一角にあるところでしょう、確か。知っている人は知っているで

しょうけど、知らない人は知らないよって言ってるんですよ。だから、地図ぐらいにつけてね、せっかく、悪いことをやっているわけじゃないのよ。これから頑張ろうと、ね、それでももう少し地理的に浮かび上がってぐらいにやらないと、せっかくやりようことを、何かすうっと、いいことはやっぱり、おいしいか、頑張れよとか言いたいんだけど、その詳しい内容がわからなければね、ほめようもないし、細かいことを聞くこともできないということなんですよ。だから、地図ぐらいつけなさいよね。つけてください、お願いします。それと、福岡空港からはサンフランシスコには直接行けなかったと記憶しておりますけど、これは成田か関空からしか行けないでしょう。その辺はどうなっているんですかね。それで、せめて飯塚から行くときはどうやって、何時間ぐらいかかるところですよ、ぐらいは言ってくださいよ。場所がわからないって言ってんの。あなた行ったことがあるの。ついでに言いますけど、そういう資料をつけてこれから出してくださいよ。私は若干わかりますよ、地図見ますから。

委員長

そういうお願いということでもいいでしょうか。他に質疑はありませんか。

江口委員

先ほど道祖委員のほうから、悪いことじゃないんだけどというお話がございました。まさにそのとおりであって、いいことであるんだけど、じゃあこれがどうやって進んでいったのかってということに関しては、ちょっとどうなんだろうという思うところがあるんです。どこから、まあ外務省からの文書が来た。そこからスタートかもしれないんだけど、まあこの手の文書が来ても取り上げることってまずね、そうそうなかったりするわけです。これが取り上げるようになった経緯ですね。そしてまた、これからどうやって進んでいったのか、その辺りからまず御説明お願いできますか。

総合政策課長

福岡県を介してということで、先ほど申し上げましたけれども、現在福岡県の本庁に勤務される職員の方で元サニーベール市にあります福岡県事務所の職員であった方がおられました。その方が人口規模、それからまちの概要等も推し量る中で、ITを中心とした、そして交流ということで福岡県央の地という飯塚のことを少し紹介しようということで、先ほど申しましたサニーベール市の中にあります、これは民間団体でございます。姉妹都市提携協会、これはですね、日系の方が主催をされてあって、あくまでも民間団体でございます。こちらとの交流がございまして、ご縁というふうな言葉がございすけれども、まさしくご縁で、飯塚のほうをご紹介いただいた。その上でその民間団体の代表の方が飯塚を訪問される機会がございまして、私もそのときは企画調整部総合政策課のほうは、全くそのことについては知らなかったわけですけれども、飯塚市内の学校教育関係の皆さんと交流を持たれる機会があって、その中から学校間交流が日米を通じてできるのではなかろうかというようなことが、双方に理解がありまして、その上で改まってその民間団体を通じたところの申し出があったというふうな経過でございます。

江口委員

それで、先ほど説明の中で、市長が医工学連携でアメリカを訪問する中で、サニーベールを訪問したとございました。このサニーベールを訪問されたのは、市長とあとどなたが行かれたんですか。

総合政策課長

これにつきましては、先ほど申しましたとおり医工学連携推進に関するシリコンバレー地域の視察ということで、この事業に携わっております経済部産学振興課産学連携室長仁田が同行をいたしております。あわせて、このサニーベール市側との交流の親善というふうな形の中で、教育部学校教育課の石橋指導主事が同行をいたしたというふうな状況でございました。共にサニーベール市の市長訪問には同行をいたしております。

江口委員

訪問したのは、そうすると市長含め3名で訪問したということによろしいですか。それともほかにおられたのか。

総合政策課長

市側からはそういう状況でございましたけど、当然先ほど申しましたとおり福岡県のサンフランシスコ事務所がサニーベール市内にありますので、そういったことから福岡県の方にも同行をお願いいたしております。また、その情報が在サンフランシスコの日本領事館、こちらの方にも連絡がいておりまして、福岡県の飯塚市から市長がそういうふうなことで表敬訪問されるのであれば、応援に行きましょうということで、領事自らがサニーベール市訪問には立ち会っております。当日その経済ミッションの後、午後7時からサニーベール市議会において、スピーチを飯塚市長がされるという形の中でのことでございます。

江口委員

民間の方も一緒に行っておられるようにお聞きしてるんですが、その点はどうですか。

総合政策課長

飯塚市内から民間の方が、事業者の方が同行されております。

教育部長

今、ご質問の点でございます。確かに民間の方いらっしゃいますけれども、この説明の中で出てきておりませんが、サニーベール姉妹都市提携協会という向こうの民間団体がございます。また、こちらの飯塚の方には友情ネットワークという、やはり何と言いますか、国際交流のための民間組織がございまして、その民間組織の副会長という位置付けだったと思いますが、その方が同席をされております。将来的にはこのサニーベール姉妹都市提携協会と飯塚が学校間交流を行う際には、友情ネットワーク、民民でのですね、つながりということを想定しておりますので、そういうふうな参加をなさっております。

江口委員

その中で、教育の学校間の交流を目指して行ったんだけどってお話がございました。ただ、この友好交流関係協定書を見る限りでは結構幅広いわけですね。学校間の交流でね、とどまるのであればそれはそれでやっていただいていると思うんですが、ここまで広がるとなるとやはりきちんと報告なり何なりがあってしかるべきだと思ってるんです。ところがこれに関しては確か11月22日でしたっけ、議運があったのは、議会運営委員会があったのは22日でしたよね。そのあとの定例記者会見の中では発表がなされて行くんだと、ミッションとして行くんだというお話がなされて、ぼくらは翌日新聞を見て、あっ行くんだと、市長はアメリカに行くんだというお話を目にする。そして行った中でスピーチをして先方の議会で、向こうの議会としては合意をしたというふうな理解でよろしいんですかね。英語がわからないんですが、向こうの資料によると何かボートと言ってね、投票があったかのようで、7、0という文があるんです。このあたりのところお聞かせ願いますか。

総合政策課長

サニーベール市議会、当日は表敬訪問をして、市長がスピーチを議会で行うというような段取りまでは、私どもも聞いておりました。ただその後、その市議会の中で、すぐにそういうふうなことの議題でもって議決があるというふうなところまでは知らされてもらっていませんでしたけども、その場ですぐ私どももインターネットを通じて、その様子を市で見えておりましたけれども、市長を含む市議会議員、都合7人の方が、その後話し合われてそれを決定された。交流をやりましょうというふうなことで決定をされたということでございます。そして、その件について飯塚市の方はいかがですかということで、まだ協定の締結には至っておりません。私どもはこうして委員会でご報告をさせていただく中で、あくまでもご了承を得てというふうな考え方でおりますので、まだ市長は署名をいたしておるということには至っておりませ

ん。

江口委員

であるならばね、やはりきちんとした手順を踏んでいただきたいと思うわけです。これはサニーベールの中で、市長と議会に宛ててるスタッフからのレポートがあるわけです。この中には、市長と教育長のサインした市からの手紙等々も入ってるんですよ。ところが。私はこれがわからないんですよ。残念ながらわからないんですよ。先方の市議会としては決議を行った。先ほど、ご案内のあったように決議を行ったというのがございました。この姉妹都市というものの締結に関して、どういうふうな手続きになるんだろうと調べると、議決を行っている自治体もあります。行っていない自治体もあります。やはり、ただ、心配するのはこの中で、交流がうまく運ぶのはいいんだけど、その部分でやはりトラブルが発生するかもしれないので、やはりこうやってアグリメント、協定書を結ぶわけですよ。どうやらこちらの中では費用負担については、どうのこうのって書いてあるらしいですね。等々のところが私どもは現状ではわかりません。ですので、これから先、その市長がサインする前に、私ども議会に対して議決を求めるのかどうかも含めて、きちんとしていただいて、情報をきちんと出していただきたいと思っています。そうしないと、ある意味、行政側がポンとね、市長限りでサインをしたよと、そうやって動いていいものではないと思っているんですよ。やっぱり姉妹都市と言うと、この協定書でも書かれているように、両都市は様々な観点による機会と交流について情報共有を始めると。そしてまた両都市の指導者は、関連部門は定期的な連絡をする等々がありますよね。費用等が発生することもちろんです。だからこそ議決をするという自治体もあるわけです。そういった面も含めてきちんとやった上で、ちゃんと次の機会に報告をしていただきたい。それはもちろんこの市民文教以外に関してもそうだと思いますし、議会全体に対して、公式な形でやっていただきたいと思いますが、その点は大丈夫ですか。

総合政策課長

今の議員のご指摘でございますけども、今回は姉妹都市提携ではございません。姉妹都市提携の前段で、友好交流協定という形で、これはお互いに拘束するというふうなことではなくて、あくまでも覚書といった内容でございます。その姉妹都市提携とその協定書に何の差があるのかというふうなことについては、少なくとも1つだけはっきりいたしておりますのが、市議会での議決につきましては自治法の第96条第1項の議決事項に該当しないということ。それから同法同条第2項に基づく条例での議決事件ではないということから、私どもとしては議決事件には当たらないのではなからうかというふうに推察をいたしておりますところ、理解をしていただいております。そういった中で、まずもってその友好交流協定をする前に総務委員会及び市民文教委員会でご報告をさせていただいたのちに、ご了承を得て協定書の締結を行いたいというふうに考えているところです。何度も申し上げますが、姉妹都市提携と友好交流は、姉妹都市提携の前ということで、ご了承を願いたいと思います。よろしく申し上げます。

江口委員

ごめんなさい。姉妹都市じゃないですね。確かに人に読んでもらったんだけど、すぐに姉妹都市というのは、早過ぎる。なんで友好からはじめようって書いてあるらしいですね。ただ、先ほど議決が要らないというお話ございましたが、現実に議決をとっている自治体があります。そして調べる限りでは議決が必要だという解釈をとっているところもございます。なので十分慎重に検討した上で進めてください。当然のことながら市民にもそうですし、議会のほうにももうサインしちゃったよという形ではなくて、こうやってやろうと思うんだけど、どうですかという形でやっていただきたいと思いますが、いかがですか。

総合政策課長

そのあたりは慎重にやってまいりたいと思います。ただし、何度も申し上げます恐縮ですけども、今回友好交流協定をして有効期間は3年間でございます。3年間のいわゆる交流の中で協

定書が拘束するものは、理想とする理念とするところだけでございますので、何ら費用負担についてもそこに求めておるわけではございません。また、その3年間の友好交流が、例えばまくいったという暁に姉妹都市提携を締結するという段になれば、当然その相互に、例えばお互いが行き来したりというふうなことでの旅費であるとか、関係する費用が発生してまいります。そういうふうなものを想定いたしますと当然議会のほうに、議決をいただけるようにですね、こちらも、執行部の方もですね、整理をいたしまして、その折には再度また改めてご提案をさせていただきたいと。そのときにはおっしゃるように市民の交流が本当にそこに結びつくのかということもしっかり検証させていただきたいと思っておりますので、ご理解のほどよろしくお願いたします。

道祖委員

私はさっき資料が不足してるねって言いましたけど、具体的にその英文で交わしてるやつがあるとかんたか言うのは、承知しなかったから、ここを見る限りにおいてはいいと思ってるんですよ。思っているんですよ。ただ、詳しい資料をやっぱり付けとかないと説明責任が果たせないと思っているんですよ。どれぐらいのところに行くとかね。ただね、今、江口委員等のやりとりを聞いてて、そういうこのいきさつ等の一覧というやつをきちっと出して、それで今日ここに至ったということをお口頭だけじゃなくして、文書として正式にこう経過報告書を出していただけないですか。資料要求として。そして英文の和訳をちゃんと出したやつを出してください。あなた簡単に言っているけど、姉妹提携をしたらね、費用が発生するとか言ってますけど、この友好協定をもう結んだら、当然友好協定を結んでいるから、どんな国か行ってみようとか、どんな場所だから行ってみようとか、いう話になってきますよ、当然。僕はおそらくこれを結んだら、例えば、今年度内に結んだら、1つの市長の政策でもあるんだから、次年度の予算の中にはこう行ってみましょうかという話になってくると思っていますよ。これ議員が行くとか、何とか言うんじゃないかと、職員が行くんだしたら、これ経費出てきますよ。友好協約結んで、インターネットだけでやりとりするとかいう話ではもうないんじゃないんですか。だから、簡単に考えない方がいいと思いますよ。否定はしていませんよ、僕は。いいことだからどんどん進めなさいと、グローバル社会の中で、国際化になっていくことは、いいことだと思ってますよ。特にこの地域については、だいたいの雰囲気は知っていますから。だから承知してるからね、僕は止めるつもりはない。積極的に賛成派ですけど、ただ、であるならね、もう少し説明責任を果たしてほしいなということなんですよ。それをしないとやっぱり予算が伴いますよ。今後予算は姉妹都市じゃなくて、来年度からおそらくこれなりますよ。だから簡単に考えない方がいいと思うよ。やるなら積極的にやりましょうよ。中途半端はやめましょうよ、いつもね、言っていると思えますけど。以上です。

教育長

端を発しましたのは、教育委員会や学校現場がぜひこんなことをしたいという思いからでございましたが、総合政策だけに説明をしてもらうのは非常に心苦しゅうございますので、一定、説明をさせていただきます。このような冒頭のページで書いてありますような姉妹都市提携の希望書について、5月の終わりに知るところとなりました。そんな中で、一遍でこういうことは難しいでしょうが、小学校、中学校、そしてこれと一緒にやりたいなと希望を出しましたのが嘉穂東高等学校の英語科でございます。それに今、九工大も一緒にやりたいというように輪が広がりがつつありますが、こちら側の小中、高等学校、大学生や向こうの学生さんとのネットを通じた交流や手紙の交換を通じた交流を皮切りに、先ほど質問者もおっしゃいましたとおりグローバルな視点を持った人材を育成したいという思いと、それから飯塚市学園都市ということで、いろんな努力をこれまでしてまいりましたが、真に小・中・高・大というような連携した一定の取り組みも教育の中でなされる学園都市にやがてはしていきたい。それが将来的にサニーベールとそういう人材的な交流ができれば、お互いに何かしら他の面でもいい交流につな

がっていくんではないかなという思いから、まずは教育委員会の方で先ほどの民間団体とも連絡をとり合っておりましたが、友好交流関係を結ぶとなると、これはただ単に学校同士の問題ではだめだというような回答が他方から、先方からありましたので、市長部局の方にもお願いをして、飯塚市とサニーベール市という関係で、このような協定に至った次第でございます。今後は、これまで学力向上ということであるんな取り組みを進めてきましたし、これからも進めますが、じゃあ、最終的にどんな人間育成を目指すのかというところでの飯塚の夢ある人材育成として、1つの目標としたいと思っておりますし、来年度は1つの小学校、1つの中学校を研究指定としてこのような取り組みをしますが、これを年次ごとに、どんどん他の小学校と中学校にも広げていながら、大きなうねりとしていきたいと思っておりますのでございます。

委員長

他に質疑はありませんか。

岡部委員

確か歴史資料館に、兵馬俑があったですよ。それでコスモスコモンの中にも中日友好の、中日やったか、何か壁画が飾ってあって、あれも友好都市としての西安とのあったやに聞いております。私が議員になる前ですから、もう30年以上昔の話ですのでね。ただ当時のことを聞いて、私も知っているんですけど、やはり議会で市民を代表して出てきた議会の中で、問題がやっぱり論議をされたというふうに私は聞いております。今、両議員の話があって、私も賛成なんです。いいことをやってることやから間違いない。進めていったらいいなというふうに思っているんですけど、やはり何と言うか、いいことだから、よかろうもんという発想になってくると、相手側がじゃあ、サニーベールじゃなくて、他のところとやるとかというようなものがぼこんと出てきても、そんなことをね、そりゃおかしいとか言うすきまもないという状況になってくるのでね、やはりきちんとした情報は出していただいて、それに対する私どもやはり考える余地を作ってもらっていただきたいなと。今までどうも手法としては、悪いことじゃなかったらいいことやからもうマスコミでも先にぼんと出そうというふうな形になってくるんですから、後になってやっぱり追いつかん部分があるんで、これは意見として言っておきます。

委員長

他に質疑はありませんか。

上野委員

基本的にいいことだと思うんですが、今、非常に問題になっている、グレンデール市、同じカリフォルニア州にあります、こことは近いんですか。地形的に。

総合政策課長

そのグレンデール、申し訳ありません。グレンデールという認識はございません。今……

上野委員

同じカリフォルニア州にあるグレンデール市では、韓国系の方々が慰安婦像を建立されて、非常に問題になってるんですね。その撤去を求めて署名運動を開始されているアメリカ人の方に韓国人の方から殺害予告まで出ているという報道もあっておるんですよ。私が心配しているのは、このサニーベール市の人口の構成ですね。白人が43%で、次に多いのがアジア系で40.9%。このうち、在留邦人は2137人なんですよ。アジア系40%で、ちょっと手計算で申しわけないんですが、約5万6千人になるんじゃないかなと思うんですよ。日本人を引くと5万4千人ほどが他のアジアの方々なんですが、どのような国の方々なのかお調べになっているんですか。

総合政策課長

実際にアジア系の人種というふうな形で一言で書いてありますけど、その詳細までは調べておりません。

上野委員

それはいけませんよ。青少年交流が主なんですから、そこはきちんと市民感情がどのような自治体なのかを確認していただかないと、これは慎重に、提携には慎重になっていただかざるを得ないと思いますし、今ご紹介したグレンデール市は、東大阪市と姉妹都市提携を結んでるんですが、ここの市長は提携解消まで考えなければいけないかなというふうな事態に陥っていると聞き及んでいますので、その点しっかりと調査をしていただいて、進めていただくようお願いをしたいと思います。教育長ありますか、何か。

教育長

ご心配いただきました点はもっともだと思います。私も言うなら、どんな方々がいらっやって、どういう経済状況で、治安はどうかということについて、同じような質問を向こうに投げかけました。まずは経済状況については、都市部については平均年収約2千万円。周囲が旧果樹園等々で周囲等も含めた市の平均年収は少なくとも1千万円は超える。治安については、アメリカ国内の中でも極めて犯罪の少ないところである。アジア系の労働に関係している人々が多いのは、ここにも書いてありますがロッキード、それからヤフーの本社等がありまして、海外、特にアジア圏内から研修を兼ねたエリートの方々がこちらで就労も兼ねて仕事をなさっているというふうにお聞きしている次第でございます。

上野委員

わかりました。非常に経済力も豊かで、きちんとした会社が多い、勤めている方が多いということなんですが、だからと言って、対日感情が穏やかであるということにはつながらないので、そこはもう1回行っていただくなどして、しっかりと確認をしていただかないと、これは非常に危惧するところであると思いますし、1ページ目のこの国から、外務省から来ているこの希望のお知らせについても、脱字があるようなこんなお知らせをですね、堂々と国と県が出すというのは、ちょっともう本気じゃないんじゃないかなと疑われても仕方がないと思いますので、そこはしっかり国、外務省を通じて、この在サンフランシスコ日本国総領事館にも、またしっかりと確認をしていただくなり、本当に必要があるなら行っていただくなりしていただきたいというふうに思いますし、報告をしてください。お願いします。

委員長

他に質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「工事請負契約について」の報告を求めます。

契約課長

それでは、工事請負契約の締結状況につきまして、お手元の資料によりまして、ご報告いたします。今回、報告をいたします工事につきましては、飯塚市立小中一貫校額田校（プール棟）建設工事でございます。入札の執行状況につきましては、業者選考委員会におきまして、市内の建築一式工事の1等級に格付けされる要件を決定いたしまして、入札を執行いたしました。入札の結果について、ご説明いたします。資料をお願いいたします。本工事につきましては、2者による入札を執行いたしました。その結果、落札額8272万9500円、落札率89.35%で、株式会社大建が落札しております。

以上簡単でございますが、ご報告を終わります。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

道祖委員

この案件は、不調に終わった案件ですね、以前。この金額は別にして不調で終わったもの

であったと記憶しておりますが違いますか。

契約課長

今、言われますように9月29日に入札を中止した案件でございます。

道祖委員

横で不調じゃなくて、不成立だったと、中止とかいろいろまわりで言っておりますが、そのとき100%でたしか入札したんですけど、結果として100%でも仕事をさせなかったという物件ですよね。そのときの100%のときの金額は、いくらだったんですかね、予定価格の上限というか、100%の金額はいくらだったんですか。

契約課長

予定価格税抜8211万7千円でございます。

委員長

暫時休憩いたします。

休憩 14:46

再開 14:55

委員長

委員を再開いたします。

契約課長

申し訳ございません。先ほどの分ですが、以前、8622万2850円でございます。

道祖委員

予定価格が8622万2850円だったものが、今回は9258万600円になっておりますけれど、これはどういうものがふえたのか。何かふえたからこの予定価格はふえたんでしょう。同じことを出してないですよね。見積もりしなおしたとか何とかじゃないんですよね。

契約課長

この分は、建築課の方に確認をさせていただいておりますが、9月22日に中止となりましたことから、工期等も含めまして付帯工事の部分を追加して、もともとのプールの発注予定にプラスして、付帯工事の部分を追加ということで、発注しております。

道祖委員

よくわかんないんですけど、ということは、だから予定価格は上がったんですよね。だけど前は8622万2850円、これは100%でも落ちなかったやつが今度は8272万9500円で、以前の価格よりも付帯工事をつけたとしても、前回より低い予定価格で落札されているんですよね。そういうに理解しますけどそうですね。

契約課長

今、委員が言われますとおりでございます。

道祖委員

安くなってよかったですね、ということはまず言えると思いますけど。それだったら前回の入札は何だったんだろうということになりますよね。そう思うわけですけど、そこでお尋ねしますけれど、前回林組さんと大建さんがいて、入札に入れられて大建さんがとっておるわけですけど、この2者は前回は入札には参加しておるんですか。

契約課長

落札されました株式会社大建については、参加いたしておりません。林組さんのみでございます。

道祖委員

この前100%で入札して、結局100%で入札したけれど、結局、役所の都合で成立させなくしたから、もう一回入ってくださいよという形で入れたわけですか。予定価格が上がったから前よりは高く、恐らく入れるだろうからぐらいの感覚で、どういうルールでこういうふう

に1回成立しなかったやつがですね、成立させなかった業者を入れるんですか。

契約課長

前回、今委員が言われますように3者での同額がございましたけれども、総合的に考えまして事情聴取等の結果、市、発注者側からの中止を決定しておりますので、その3者につきましては、ペナルティーを課しておりません。これは再公告をした際、条件付き一般競争入札で一般公募をしておりますので、手を挙げた業者の中に、前に応札1社が含まれていたということになります。

道祖委員

安く仕事を請け負っていただいたから、それはそれで結構なんでしょうけど、付帯工事をつけとってですね、100%の金額、以前のね、予定価格よりも低い金額で落札されてるんですけども、心配するのは今度は100%でできなかった。できるといっていたのができると、業者がいたらできるといことになるわけですよ。出来上がりが大丈夫かなと思うんですけど、それは入札事項だからできると信じてやらなくてはいけないと思いますけれど、ただ、そういうところは精査してるんですか。例えば、予定価格でできんよということで、追加を出しとってですね。今度は開いたら前回の予定価格よりも低いということになれば、ちょっとね、本当に仕事が完璧にできるのかと。今度は逆に心配なりません。そういう事情聴取を3者にしてできないというような形で辞退かなんかしたんでしょう。いや辞退じゃない、あなた方が100%で、入れたところがおかしいと言ってからどかしたんですよ。中止させたんですよ。本人たちはそれでそこまで言われるんだったらもう入りたくないというふうに言ったんじゃないかと思うんですけど、公募して1者入ってきたと。しかし懸念するのは100%でもできないと言っていたところが、再度言いますよ、追加を入れてでもね、前の100%よりも低い金額で落札されてますけど、仕事のその辺のいきさつ、考え方というのをね、確認してますか。

契約課長

進捗状況につきましては、当然建築課の方が確認をしながら施行してるかと思っておりますけれども、私ども契約課といたしましても、今回このようなことがございましたので、現在の進行状況等々につきましては、建築課の方には確認をしております。

岡部委員

昨日の経済建設委員会の中で集中して質疑があっただけだったので、中身はわかっていますので、その部分は聞かないんですけどね、今、道祖委員が言われた、要するに100%でも不成立になったものがね、今度はそれを下回った形の中で、1者だけ業者入れかえたら、そこがとっていったと。結果はそうなってるわけですよ。この場合にね、例えばその工事に対する保証というのはどういうふうな形で求めているんですかね。保証業者をつけるとか、あるいは保証協会をつけるかいろいろあるでしょう。

契約課長

基本的には業者の方は、契約保証金をいただきますので、その分については現金または信用保証会社等の保証に入っております。

岡部委員

ということは、仮にこの落札した業者の方が、経営上事業の遂行ができないという形になれば、飯塚市は責任を被らない、保証保険といいますか、そういうふうな形のもので代わりができるということですか。

契約課長

基本、保証金につきましては、100分の10以上を納めていただくことになりますので、10%までは、保証ができます。10%です。1割です。

岡部委員

だから、その工事金額の1割が保証、もう全額ということですか、もし、そういうことになったときには、要するに、僕が心配してるのは不当に安く、もしとられているとするならば、この工事が完全に遂行できないような事態が起きたときにね、飯塚市がその金額分の、これは完工しなきゃお金は払わないわけですかね。そしたら工事が完全に中断するという事なる訳ですね。そういうことですかね。

契約課長

まず、契約時に10%以上の保証金または保証に入ってくださいことになります。その後、進捗状況、出来高に応じてしか支払えませんので、もし万が一業者さんの方が倒れたりとか、できなかつたりした場合につきましては、工事がそこで中断しますが、支払いの方は実際出来高に応じてまでしか支払っておりませんので、その10%の保証金を損害金として市が受け取り、新たな発注ということになるかと思えます。

岡部委員

私が心配して聞きよったのはですね、結局このプールでしょう。建物とか何とかだったらその時間かけてつくっていくから、当然止まればその段階で止まるということになるけど、プールとかいったらどうせどこかそれをつくる会社に発注しなきゃいけない形になるわけでしょう。そうなってくるとこの請負金額の大半は、そこに行くわけですよ。その発注もそこに行くわけですよ。うちは払ってないからそこは止まったということで、あとはプールをつくる会社と、請け負った会社の責任ということで、終わるわけですかね。

契約課長

なかなか例もありませんことですので、中途半端な答弁になるかもしれませんが、市としては出来高に応じてまでしか金額を払いません。あとは請け負った受注者、それと下請けと申しますか、発注、その市民の関係になるのではないかなと考えております。

岡部委員

問題がなければそれでいいですよ。ただ心配しているは、もしそういうふうな不測の事態が起きたときに、外注されて、受けられている会社が仮にプールはもうつくってたと、簡単に言ったらね。なんぼもらわなきゃ、品物は出しませんよなんていう話になったときには、飯塚市は困ったことにならせんかなというふうにちょっと心配して話をお聞きしたわけですけどね。いずれにしてもね、私どもは予算を公表して入札をやるわけですよ。昨日も議員の中から出てましたけど、入札そのものは応札されてるわけですから、成立しとるわけですよ。結果的にその数字を見て、役所の方が一方的にこれはいかんということで中止したということでしょうが、結果的にはですよ。やはりね、思うのはやっちゃいかんことをやった業者にペナルティーもかけずにまた同じことをやると。私はちょっと危惧してたんですけど、今回、前回のやつに何百万円か工事をまた持ってきて、多分こういうことにならせんかなというようなことを前回のときもちょこっと感じておったんですけどね。本当にやり方としてこそくなやり方ですよ。本来、言ったらもう役所が中止したんだったら、きちっと組みかえて適正な予算かどうかもちっと確認をしてね、もう1回改めて業者をやりかえてでもやるべきであるし、またわかっておって100%という業者はペナルティーを科すなら、ペナルティーを科すという形の中でやるのが当たり前で役所はこういうことを守らんでやりよったら今から先同じようなことになったときに、役所としてはペナルティーはかけられん、そういう状況にならせんですか。違いますかね。

契約課長

委員言われます件につきましては、昨日も別の委員会のほうで答弁させていただきました。今回につきましては、あくまでも業者3者からの事情聴取を行った結果、総合的に考えましてこの発注をやめるべきだという判断は、市のほうでさせていただきます。そういうことで、中止をさせていただいたと、それともう1点が今回の予定価格につきましては、以前の分、プ

ラスの追加工事という形で、予定価格を設定させていただいておりますので、新たに特別にふやしたというわけではなく、追加の工事を上乘せして出したという形なっております。

岡部委員

やっぱり、そういう結果で終わったわけですから、これはこれで報告事項として受けとめておかなければいけない問題だろうと思うんですよ。ただ、問題はね、今言ったように予算を公表して入札が成立して、その結果を見て役所がこれはいかんというようなこんなことはやるべきじゃないと、私は思うんですよ。こんなことを執行権だかね、勝手に、結局応札した方も中身がわかっていて応札したわけですからね、予算を公表してるわけですから。だから、やはり今後ね、こういった問題がでたときに、業選の委員長さんをお願いをしたいのは、絶対にこういうことのないようにやっぱり考えていただきたいと。じゃないと、役所としてね、ペナルティーをかけられんということになると業者に示しがつかない。今から先、あのときは許して今度は許されんかとい話になってしまうんでね。絶対にそういうことのないようにお願いしておきます。

委員長

他に質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

これをもちまして、市民文教委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。